京都染物同業組合月報

第二百四十八號

発行兼編輯人　新野貫悳
印刷人　森本理一郎
京都市上京区出川通小川東入下ル
発行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七番

公示

◆公示第十一號

左記ノ者徒弟契約ヲ締結シ登録ノ手續ヲ了シタリ此段公示ス

昭和三年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

小山豊太郎徒弟　形彫部員　清水元治郎徒弟

吉岡傳雄　〃　友仙染部員　矢田　金彌徒弟

小阪寛　〃　友仙染部員　西田與四郎　〃

山下與三治　〃　綿谷榮男　〃

呉致化　〃　清水良造　〃

金書昌　〃　小紋染部員　田中庄次郎　〃

吉村秀信　〃　浸染部員　畠中增治郎　〃

佐々木勇　〃　友仙染部員　森田勇之助　〃

中村治　〃　経師部員　山田　健二　〃

熊野吉　〃　形彫部員　清水元治郎徒弟

鳥榮作　〃　友仙染部員　矢田　金彌徒弟

笠島榮　〃　〃　宇野　米吉　〃

山本正宗　〃　〃　山中　光春　〃

左々木禁尻　〃　〃　酒井　竹松　〃

浅吉　〃　〃　岡島　武實　〃

石本信二　〃　〃　高野　實　〃

中山利三　〃　〃　〃　〃

酒津知康　〃　〃　〃　〃

谷山榮　〃　〃　〃　〃

◆公示第十二號

左記ノ者組合寄宿舎第十七條ニヨリ雇入契約ヲ解除セリ此段公示ス

昭和三年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

公示

◆公示第十一號

左記ノ者徒弟契約ヲ締結シ登録ノ手續ヲ了シタリ此段公示ス

昭和三年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

小山豊太郎徒弟　形彫部員　清水元治郎徒弟

吉岡傳雄　〃　友仙染部員　矢田　金彌徒弟

小阪寛　〃　友仙染部員　西田與四郎　〃

山下與三治　〃　綿谷榮男　〃

呉致化　〃　清水良造　〃

金書昌　〃　小紋染部員　田中庄次郎　〃

吉村秀信　〃　浸染部員　畠中增治郎　〃

佐々木勇　〃　友仙染部員　森田勇之助　〃

中村治　〃　経師部員　山田　健二　〃

熊野吉　〃　形彫部員　清水元治郎徒弟

鳥榮作　〃　友仙染部員　矢田　金彌徒弟

笠島榮　〃　〃　宇野　米吉　〃

山本正宗　〃　〃　山中　光春　〃

左々木禁尻　〃　〃　酒井　竹松　〃

浅吉　〃　〃　岡島　武實　〃

石本信二　〃　〃　高野　實　〃

中山利三　〃　〃　〃　〃

酒津知康　〃　〃　〃　〃

谷山榮　〃　〃　〃　〃

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

組置部員　齋藤梅太郎徒弟　高野信作

雑錄

◎特許二種

人絹糸に對する糊附法を市立染織試驗場技師杉村孫秋氏又兩面友仙染法を東京曾我喜一郎氏に依て許可かられたり其本文左の如し

特許第七三六〇〇號

京都市上京區小出川通小川東入下ル

南愛宕町三四三

特許權者　發明者　杉村利秋

明細書

人造絹糸糊附法

發明の性質及目的の要領

本發明は人造絹糸「ヘキザメチレンテトラミン」「石炭酸」及「オレイン」酸及「ゼラチン」ヲ用ヒ絹マヽ、糊付ヲナス方法ニ係リ其目的トスル所ハ片面ニ公知ノ捺染法ニ依リ其目的ヲ達セシガタメ本文ニ詳記シタル如ク人造絹糸ヲ絹マヽニテ「ヘキザメチレンテトラミン」石炭酸「オレイン」酸及「ゼラチン」ヲ用ヒテ行フ糊付方法

特許請求ノ範圍

本文所載ノ目的ヲ達セシガタメ本文ニ詳記シタル如ク人造絹糸ヲ絹マヽニテ「ヘキザメチレンテトラミン」石炭酸「オレイン」酸及「ゼラチン」ヲ用ヒテ行フ糊付方法

特許第七三七二八號

東京市牛込區矢來町九番地六號

特許權者　發明者　曾我喜一郎

明細書

「オレイン」酸

水　五瓦

一〇〇〇

以上ノ物質ヲ各々溶解シヨク混和シタル粘稠液ヲ攝氏五十度トレ人造絹糸ヲ絹ノマヽ浸漬シ後取出シテ手絞リヲ行ヒ白綿布間ニヨク揉ミテ手捌キヲナシツヽ乾燥スルモノナリ「ヘキザメチレンテトラミン」及石炭酸ハ糸ノ强伸度ヲ增加セシメルト同時ニ「オレイン」酸ト共ニ「ゼラチン」ニ依ル糸條膠着ヲ防ギ得ルモノナリ

特許請求ノ範圍

本文所載ノ目的ヲ達セシガタメ本文ニ詳記シタル如ク人造絹糸ヲ絹マヽニテ「ヘキザメチレンテトラミン」石炭酸「オレイン」酸及「ゼラチン」ヲ用ヒテ行フ糊付方法

特許第七三七二八號

東京市牛込區矢來町九番地六號

特許權者　發明者　曾我喜一郎

明細書

雨面友禪染法

發明の性質及目的の要領

本發明ハ友禪染ヲナサントスル布生地ノ布生地ノ片面ニ公知ノ捺染法ヨリ色糊ヲ型付シ其生地ノ裏面ニ生地ノ同經緯目程度ノ細目線ヲ彫刻セル「ローラー」亦ハ同樣彫刻板ヲ壓着シテ其生地目ヨリ表面ノ色糊ヲ模樣其マヽ裏面生地面上ニ捺出セシメタルモノヲ蒸熱シテナル兩面友禪法ニ係リ其目的トスル所ハ片面一面染ニテ其生地ノ裏面ニ其色澤ヲ失フコトナク染表面色模樣ヲ可及的鮮明ニ染出セシメ得ル良好ナル染面モ其工程操作ヲ容易ニシテ簡單ナラシムルニアリ

發明ノ詳細ナル說明

本發明ハ實施スルコト公知ノ蒸染友仙捺染法ニヨリ毛斯綸生地等又ハ絹生地等ノ片面ニ色糊ヲ塗付シテ之レヲ乾燥セシメ後乾燥セル色糊ノ表度面ニ及バザル程度ニ生地ノ裏面ニ生地ニ密着セル部面ノミノ色糊（即チ色糊ノ皮下層面）ニ浸潤ヲ加ヘ其方法ハ例バ生地ノ裏面ヨリ生地ニ水分ヲ注加スルコトニヨリ其目的ヲ達シ得ヘシ後チ生地ト同經緯ノ如クニ細目線ニ彫刻セル「ローラー」又ハ同樣彫刻面ヲ有スル板面（但シ其彫刻目ハ生地ノ經緯ノミニテ用ユルモ可ナリ）ニテ生地ノ裏地ヲ壓搾シ其彫刻面ニ色糊ノ表度面ニ及バザル程度ニ生地ノ裏面ニ浸潤シ來レル色糊ヲ生地ノ裏面ヨリ生地ニ壓着セシメ後乾燥セシメ之レヲ其マヽ公知ノ方法ニテ蒸熱スルモノナリ本發明ヲ施行スルニハ人造絹糸ヲ左記ノ絹中ニ絹ノマヽ浸漬シ充分浸透スルニ及ビヲ取上ゲ脫水乾燥スルモノトス

ヘキザメチレンテトラミン	一〇瓦
石炭酸	一五瓦
水	八瓦

本文所載ノ目的ニ於テ本文ニ詳記セル如ク友禪染ヲナサントスル布生地ノ片面ニ公知ノ方法ニテ色糊ヲ型付シ其生地ノ裏面ヨリ表面色糊ノ皮下層面ニノミ浸潤ヲ加ヘ後細目線ニ彫刻セル「ローラー」又ハ同樣彫刻板ヲ壓着シテ其生地ノ裏面ヨリ生地ニ水分ヲ注加スルコトニヨリ其目的ヲ達シ得ヘシ後チ生地ト同經緯ノ如クニ細目線ニ彫刻セル「ローラー」又ハ同樣彫刻面ヲ有スル板面（但シ其彫刻目ハ生地ノ經緯ノミニテ用ユルモ可ナリ）ニテ生地ノ裏地ヲ壓搾シ其彫刻面ニ色糊ノ表度面ニ及バザル程度ニ生地ノ裏面ニ浸潤シ來レル色糊ヲ生地ノ裏面ヨリ生地ニ壓着セシメ後乾燥セシメ之レヲ其マヽ公知ノ方法ニテ蒸熱スルモノナリ本發明ヲ施行スルニハ人造絹糸ヲ左記ノ絹中ニ絹ノマヽ浸漬シ充分浸透スルニ及ビヲ取上ゲ脫水乾燥スルモノトス

ヘキザメチレンテトラミン	一〇瓦
石炭酸	一五瓦
水	八瓦

職工ハ杆通レノ爲絹ヲ膠出スヘカラサルコト

右說明

一、絹ヲ口ニヲ膠取ル舊來ノ杆ニアラハ適當ナル「ブラッシュ」、「フック」等ノ絹引出具ヲ使用セシノ口ニヲ膠取ルコトヲ禁止スルコト

二、或ハ「ハンドスレッピングレヤット」「オートマチック、ポビン、チェンヂングレヤット」等ヨリヲ膠取ルコトヲ能ハサルモノヲ使用スルコト

第三十五　場方長官衛生又ハ危害豫防上必要ト認ムルトキハ作業室、通路、階段其ノ他附屬設備ノ採光、換氣ノ爲窓面ノ變更若ハ增加又ハ人工照明其ノ他適當ナル處置ヲ命スルコトヲ得ルコト

右說明

一、作業場ノ窓面ノ有効採光面積ノ床面積ニ對スル比ハナルヘク五分ノ一以上トレ特別ノ事情ナキ限リ最低八分ノ一トスルコト

二、開放レ得ヘキ窓面積ノ床面積ニ對スル比ハ特別ノ事情ナキ限リ十六分ノ一以上トスルコト

三、細目ノ判別ヲ必要トスル精密作業ニ付テハ特別ノ事情ナキ限リ五呎燭光以上トスルコト

四、照明不完全ノ爲當該作業カ從業者ノ視力ニ障害ヲ起シタル事例アルトキハ人工照明ノ燭光增加又ハ改善ヲ計ルコト

第三十六　動力ニ依リ運轉スル機械ヲ使用スル工場又ハ高熱物体ヲ取扱フ工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備フヘキコト但シ工場内又ハ附近ニ醫院又ハ治療所ヲ有シ迅速ニ之ヲ利用シ得ヘキ場合ニ於テハ此ノ限リニ在ラサルコト

救急用具及材料ノ備付場所及使用方法ハ之ヲ從業者ニ周知セシムヘキコト但シ特ニ其係員ヲ常置シアル場合ハ此ノ限リニ在ラサルコト

右說明

一、機械ヲ使用スル工場ノ救急材料ハ最少限度左ノ如キ品ヲ備フルコト、繃帶材料（減菌ガーゼ、巻繃帶）五ヶノ外オリーブ油又ハ純アルコホルヲ備フルコト

二、高熱物体ヲ使用スル場合ニハ右ノ外オリーブ油又ハ純アルコホルヲ備フルコト

三、重傷害ヲ惹起スル虞アル工場ニ於テハ右ノ外止血帶、副木及與奮劑ヲ備フルコト

更ニ重大傷害ヲ生スル虞アル場合ニハ擔架ヲ備フルコト

四、救急用具及材料ハ之ヲ箱ニ入レラ清潔ニ保ツコト

五、救急箱ニハ赤十字等ノ目ニヲキ易キ標示ヲ附スルコト

六、救急用具及材料ノ使用方法ニ關スル心得ヲ掲示スルコト

七、工場ニハ救急用具及材料ノ使用ニ關スル心得ヲ知悉セル者ヲ常時工場ニ在ラシムルコト

第三十七　動力ニ依リ運轉スル機械ヲ使用スル工場ニハ左ノ事項ヲ掲示スルコト

一、運轉ノ合圖ニ關スル事項

二、運轉ノ方法ニ關スル事項

三、運轉ノ危險ニ關スル事項

四、運轉ノ際ノ注意ニ關スル事項

五、運轉ノ中止ニ關スル事項

六、故障ノ際ノ處置ニ關スル事項

七、其ノ他運轉ニ關シ必要ナル事項

第三十八　動力ニ依リ運轉スル機械ヲ使用スル工場ニハ左ノ事項ヲ掲示スルコト

一、運轉ノ合圖ニ關スル事項

二、運轉ノ方法ニ關スル事項

三、運轉ノ危險ニ關スル事項

四、運轉ノ際ノ注意ニ關スル事項

五、運轉ノ中止ニ關スル事項

六、故障ノ際ノ處置ニ關スル事項

七、其ノ他運轉ニ關シ必要ナル事項

第三十九　動力ニ依リ運轉スル機械ヲ使用スル工場ニハ左ノ事項ヲ掲示スルコト

一、運轉ノ合圖ニ關スル事項

二、運轉ノ方法ニ關スル事項

三、運轉ノ危險ニ關スル事項

四、運轉ノ際ノ注意ニ關スル事項

五、運轉ノ中止ニ關スル事項

六、故障ノ際ノ處置ニ關スル事項

七、其ノ他運轉ニ關シ必要ナル事項

第四十　動力ニ依リ運轉スル機械ヲ使用スル工場ニハ左ノ事項ヲ掲示スルコト

一、運轉ノ合圖ニ關スル事項

二、運轉ノ方法ニ關スル事項

三、運轉ノ危險ニ關スル事項

四、運轉ノ際ノ注意ニ關スル事項

五、運轉ノ中止ニ關スル事項

六、故障ノ際ノ處置ニ關スル事項

七、其ノ他運轉ニ關シ必要ナル事項

第四十一　本令ハ工場內ノ見易キ場所ニ之ヲ掲示スヘシ

第四十二　第二十ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十二ノ場所ニ於テ置ヲ火氣ヲ使用シタル者ハ科料ニ處スルコト

◎形彫部徒弟競技會

同部は本年第十八回の徒弟競技會開催の準備を整へ去る十五日午前十一時褒賞狀授與式を行ひたるが同部役員の奬勵宜しきを得たると徒弟の熱心より出品點數三百七十三點に上ぼりたるが審査員には市立染織試驗場長淺井修吉氏を總長に北室清一郎氏を審査員に囑託し別項の通り褒賞せられたり式當日は京都府市の吏員商工會議所組合役員及彫合各部の部長各新聞記者等列席の上式を擧げられたり褒賞狀は市長代理岡崎勸業課長より副組長へ會議所會頭代理小菅書記各授與し終て知事市長の告辭會頭の祝辭受賞者總代の答辭より副組長へ編井繁太郎氏の挨拶を以て式を閉す授賞者人名左の如し

告　辭

京都染物同業組合ガ本日ヲトシ型彫部第十八回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラルヽニ當リ諸子ガ爰ニ受賞ノ光榮ヲ擔ハレタルハ慶賀ニ堪ヘサルナリ

惟フニ型彫業ハ模樣染ヲナスニ必要ナル基礎材料ノ製作ニシテ其ノ精粗巧拙ハ染製品ノ鮮麗精粗ヲ左右スル樞要ナル分業ニ屬ス而シテ斯業ノ發展ハ從業員諸子ノ精巧ナル技能ト熟練セル手腕トニ俟ツノ外ナシ希クハ諸子ハ今回ノ成績ニ滿足スルコトナク更ニ將來研究ノ餘地アルヲ思ヒ時代ニ適切ナル技巧ヲ練磨シ本市特產ノ京染發達ノ進歩ニ貢獻セラレンコトヲ切望シテ止マヌ次第ナリマス

一言ヲ述ベテ告辭ト致シマス

昭和三年四月十五日

京都市長　土岐嘉平

告　辭

京都ノ染物製品ガ他ニ卓越シテ今日ノ如キ發達ヲ遂ゲタル所以ハ一ニ分業的研鑽ヲ重ネタル結果デアリマス元來形彫業ハ模樣染ニ用フル基礎材料ノ製品デアリマシテ技術ノ巧拙ハ直チニ染製品ノ鮮麗優雅ヲ支配スル極要ナル分業デアリマシテ其ノ發展ハ一ニ從業員諸子ノ精巧ナル技能ト熟練セル手腕トニ俟ツノ外ハナイノデアリマス

京都染物同業組合ガ玆ニ此ノ點ニ留意シテ年々形彫部徒弟競技會ヲ催シ其ノ技ノ進歩ヲ圖リ本日第十八回競技會褒賞授與式ヲ擧行セラルヽノ能ト熟練セル手腕トニ俟ツノ外ハナイノデアリマス諸子ハ今回ノ成績ニ滿足スルコトナク更ニ將來研究ノ餘地アルヲ思ヒ時代ニ適切ナル技巧ヲ練磨シ本市特產ノ京染發達ノ進歩ニ貢獻セラレンコトヲ切望シテ止マヌ次第デアリマス

一言ヲ述ベテ告辭ト致シマス

昭和三年四月十五日

京都市長　土岐嘉平

告　辭

棟宇ノ堅久ヲ欲スルモノハ其ノ基ヲ固クスルヲ要シ華實ノ豐麗ヲ希フモノハ其根ニ培フコトヲ忘ルベカラズ本組合ノ風ニモ留意シ各部ニ於テ數次徒弟ノ競技會ヲ開催シ形彫部又同ノ重ヌルコト十有八囘ニ本日多數ノ受賞者ヲ見ルノ慶タルハ本組合ノ爲メ慶祝ニ堪ヘサルナリ嘗テ受賞者諸子克ク自己ノ本領ヲ自覺シ益々技術ノ練磨ニ勤メ後進ノ誘掖ヲ意ラス京染ノ聲價ヲシテ永ヘニ發揚セラレンコトヲ一言所感ヲ叙シテ告辭トス

昭和三年四月十五日

京都商工會議所會頭　濱岡光哲

受賞者氏名左の如し

一等賞

友仙形　稻垣　景一　武田藤三郎　吉田芳三郎

芝田佐太郎　船工　久夫　田中　忠藏

小紋形　石股　利郎　河合　孝作

谷川　淺吉　北川　清造

二等賞

友仙形　三科彌四郎　松尾　高平　吉田　正一

山城　金藏　濱美　茂治　小西與惣吉

鈴木豊三郎　市川幸三郎　三科正五郎

松田　當一　平井　義男　吉岡瀧壽男

横濱　喜一　平井加代子　八田　修吉

竹内善次郎

小紋形　野原　長城　森　忠吉　戸波藤四郎

大西　春雄　下津　善一　竹林檢之助

高橋駒之助　服部　芳雄　佐野　儀平

三等賞

友仙形　平本種次郎　小川　由吉　福島　主計

伊藤　兵吉　齋藤　宗一　宮垣　秀一

清水　正清　吉井清次郎　田中清三郎

下川幸四郎　正木常三郎　得地　義一

豐田　福一　前田　正治　福井　留吉

上田善久生　小山福二郎　小林　清七

鈴木　好道　澤田　宗夫　山川　九郎

岡田　一郎　高雄　精一　坂本　久平

伊藤　勇三　鈴木　三造　伊藤榮三郎

森永　幸一　川端　富男　河合健七郎

中道　忠一　渡邊　一二　齋藤　治郎

川端　英吉　野入治作　藤川　正一

小紋形　中川　國雄　谷　春藏

齋藤　石原　清一　小林　吉藏

藤井　正三　橋本喜三郎　池田三治郎

伊藤　勇一　田村　秀雄　木津　英三

中村　清七　一瀬　宮田　正夫　伊藤　春雄

安井　友保　松田　秀一　宮内　守正

河村　七郎　高橋　重次　村尾　靜夫

佐藤喜太郎　長瀬　政一　平井志津子

田邊　二一　齋藤　稔　石原末次郎

岩堀　勇　田中　正雄　水野　留一

大鹹　力男　白波瀬六郎　笹井　榮一

篠原市太郎　中川　國雄　谷口勘三郎

石原　清一　小林　吉藏　橋本喜三郎

池田三治郎　田村　秀雄　木津　英三

中村　清七　伊藤　春雄　宮田　正夫

二等賞　十六名

坂本長三郎　木村永一郎　島　喜一
道田　新次　田村治三郎　佐々木幸次郎
千種喜三郎　足立　勝己　孝治　豊
平井榮之助　金井　義次　小林　鳥一
西島　善一　宮森　忠雄　平井　順三
八木嘉三郎

三等賞　四十名

喜林　明良　猪飼貞次郎　川嶋　利雄
野村松太郎　安藤新之助　上田重次郎
片岡善三郎　田中信太郎　野村　一二
山田　清吉　谷　博三　細野　太八
井上友之吉　島井　太吉　樋口　民雄
山本　信男　岩田　譲二　岡田作太郎
大谷　唯一　荒井竹次郎　細川　清
樫井　清助　谷本　正雄　傳田　千秋
古谷　平三　奥村　嘉一　辻野　綱吉
荒井　三郎　岡本　哲夫　足立　久次
池田　文夫　島　市雄　井上榮太郎
田淵金五郎　青木　藤吉　竹島初太郎
元島　俊　中井　宅治　植田喜代松
岡本　嘉一

褒賞　六十名

平居　正造　西山　芳造　無田　義藏
池原　政藏　森井孝次郎　本城　佐一
笹井健次郎　大野　菊松　北川　正郎
古川　堅藏　岡村　忠造　宮田　秀夫
富田　進　川尻亜太郎　藤林　惟一
小倉直次郎　村上　吉弘　清水善四郎
井田政之助　晉島伊太郎　奥村福治郎
船越　次郎　鈴木捨次郎　出田忠次郎
野村清次郎　奥田　蓮吉　尾形　春吉
小林　三幸　前田信次郎　相原　晴雄
寺坂貞次郎　村上　久吉　清水　秀次
西田　義治　西ケ花　正　臼井宗之助
大脇勝太郎　前島太三郎　三上権三郎
岡田　保三　佐々木秀次郎　田中安太郎
森下　秀二　南　芳雄　南　芳雄
庄道　上田　貞一　山本清次郎
大竹　茂一　久須　源二　透岡喜久三
向井雄次郎　山本　正顯　西村喜一郎
島崎　松次　力石　元造　畑橋　增次
西原富三郎　八木　竹三　山本政太郎

告　辭

京都染物同業組合ハ茲ニ糊置部第二十一回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラル當者ノ辭業奨勵ニ幽寧セラルヽ勞多トスベキナリ

慥ニ糊置ハ染物工程ノ中最モ微妙ナル技巧ヲ要スルモノニシテ此ノ技ノ巧拙如何ハ直ニ染色ノ良否ヲ決スルモノナレバ從事者ノ技術ノ研究練磨ハ之ニ關スル素人にてし形彫工程の順序を知るを得て至極有益なる催しなりし本會のために幹旋せられたるは伊藤野村市川山崎戸波山中岡本丸福太田丸卯和田丸勝形万松浦形茂松井河合藤井川福治形工筆子小林形福小池横井寺谷吉野坂倉立木北川中村宮原内田の諸氏なりし

◎友仙染總會

相島友仙區に於ては前月以來役員中に於ては當業者のため時況救濟の方法に就て協議を重ねたるが一般的不況なれば他に良策なく兎も角臨時總會を開き同業者の意見を求め對策を講ずることゝし去る二日午後一時より總會を開催し審議する處ありしが決局染價競爭をなし徒らに粗製に流れ遂に生計上に脅威を受くる如き營業方針を改め製品に伴ふ染價を要求する方法を確定するか或は一時休業して商工業者間の取引規約を改正することの二法に依て進むことゝし之れが實行法は役員に一任することゝしたり更に四日役員は總會の決議に基き同日午後二時より集會を催ふし協議したる結果現在の實狀は染價の標準とすべきものなく各自適宜の行動を採るより反五圓を普通値段とするものも甲は參圓乙は貳圓丙は壹圓貳拾錢と云ふが如く甚だしき格段を生じ其製品を見れば値段相當のものにて中には甚だしき粗製品を見るは京都友仙の品位を損するものありて大に注意すべき筈なるも今急激に之を矯正すべきことは實際なし得べき事にあらざれば徐々に之れが實現を期すべく差當り染價標準を制定しその據るべき染價を公表し實行せしむる必要ありとし職工賃金染原料其他諸經費を參酌計算し現在の染價標準を定めた左の通り發表したり即ち

羽二重　拾六圓、貳拾四圓、參拾貳圓、四拾圓、五拾八圓、六拾六圓、七拾四圓
古參物　拾九圓、貳拾八圓、參拾六圓五拾錢、四拾五圓五拾錢、六拾四圓、七拾貳圓

以上は當分値段にして今後は毎月改正發表することゝせり

◎御大典記念博覽會

今秋の御大典を記念するため京都市の主催せる記念博覽會出品に關し京都出品協會は各團体出品のため陳列場其他準備のため再三協議する處ありしも何分陳列場所狹隘のため豫定の設備をなすに苦しみ市へ對し交渉する處ありしも京都府下の出品者には總計五百ケ間より割宛つるを得る各團体に於ては出品者のため困り居る處なるが結局出品數を減ずるは協會外なきを以て本組合に於ても役員會を開き協議の結果現在の實狀に立至りたる

一二、便所ヲ清潔ニスルコト
時々沸ミ取ラスコト、時々藥品ヲ撒布スルコト

一三、衛生講話ヲナスコト
時々工場ノ醫師又ハ龜託醫ヲシテラ衛生講話ヲナサシメ又工場主或ハ衛生係ヨリ機會アル毎ニ從業者ニ對シ衛生上ノ注意ヲナスコト、希望ニヨリテハ成ルベク本部ヨリ衛生講話ノ應援ヲナサントス

一四、從業者ノ心身ヲ過勞セシメザル樣ニスルコト

一五、感冒ニカヽラシメザル樣ニスルコト寒冷ナセザルコト

一六、夜間又ハ休日ノ外出時前ニハ間食等ヲナサザル樣ニ充分注意スルコト

一七、豫防注射ヲナサシムルコト
腦「チブス」ノ豫防注射ハ九月末迄ニ全員ニ行ハレタシ、必要ニヨリ「コレラ」ノ豫防注射ヲナスコト

一八、炊事係員ノ異動ヲ報告スルコト
既ニ各警察ヲ通ジテ調査シ炊事係員ノ名簿ヲ作成シアリ近ク全部ノ保菌調査ヲナス豫定ニツキ今後炊事係ニ異動ノアリシ場合ハ屆出デラレ度、新係員ニハ其ノ都度、便ノ檢査ヲナサントス

樣式、甲

注意簿

注意者氏名	業務	發病月日	初診月日	醫師ノ大著	治癒月日	傳染ヲ避ケル爲メ隔離セル月日	警告セル月日	解除セル月日

樣式、乙

來客人名簿

來客者氏名	出發地（鄕里）	經過地	鄕里出發月日	到着月日時刻	工場出發月日

樣式、丙（用紙半紙半折大）

御大禮衞生月報　月分

工場主氏名
所生係氏名

施設セル日	施設ノ大要
一日 二日 三日	全員ノ腦部ノ豫防注射 便所ヲ石油乳劑ノ撒布、夜具ノ日光消毒 工場主ヨリ衞生上ノ注意、病室ノ新設

◎小賣染料商の現況

染料の需要量は逐年增加してゐるにも拘らず染料小賣商人の利益が著しく減少しつゝあるは勿論世間周知なべての不況にもよるだらうし又染料が次第に獨占商品でなくなつた結果にもよるがそれにしても只これだけの理由のみによつて染料小賣商が他商人に比し特別に甚だしく打擊を受ける筈がない必ず小賣染料商そのものに何等かの缺陷があるに違ひないとは夙に同業者間に於ても喧しく論議せられてゐたのであるが漸次業界の具體問題化するのではないかと觀られてゐる、斯く小賣染料商が悲鳴を擧げなければならなくなつたのは不況によつてその存在の無意義が遺憾なく暴露されたからであつて、その理由として第一に指摘せなければならぬのは嚴密な意味の問屋ならものが染料界に存在しないことである、名は問屋であつてもその實は皆小賣商である、所謂特約店なるものは小賣商へ特約染料の供給をして問屋の行爲をすると共に自ら大染工場は勿論小染屋へまで直接販賣をしてゐる、而も自己の特約店ばかりでなく他店の特約品をも賣込んでゐる斯く問屋が小賣を兼營するために小賣商が甚だしい壓迫を受けざるを得なくなつたことである、一體染料界には純粹のブローカーなるものが少く小賣商がブローカーの役をして問屋（卽特約店）と問屋との取引に介入してゐたのである、卽ち甲の問屋がベンゼンの特約店で乙の問屋がカセラの特約店である場合、甲問屋がカセラ製品を需要する時、直接乙問屋より買ふことなく、乙問屋の下にある小賣商より買つてゐたのである、乙問屋の下獨占商品として口錢多く且好景氣の際はこの如き二重三重の手を經ても尙相當の儲けを得たのであるが染料賣買口錢の極度に薄くなつた今日到底斯くの如き迂遠な取引をすることが絕對不可能なため問屋と問屋とが直接取引をしてその結果小賣商人は全然無用の存在として業界からシヤットアウトされなければならぬ運命となつたのである、染料小賣商そのものに缺陷があるとすれば染料小賣商の存在に關聯して發生する缺陷であるべきである、

大巾地色捺染機に就て

小巾絹布の地色シゴキは手シゴキよりも機械シゴキの方が優れて居る事は既に一般友仙業者の定評ある所なるも大巾地色捺染機はシゴキ盤のゴム板の關係上優良なる機械の製出困難であつたしを苦心研究の結果今般完全なる大巾地色捺染機を發明し當工場に據附け機械の製作販賣の傍御希望に依りては直ちに該機を以て大巾モス富士絹等を一般友仙業各位より地色捺染の御注文にも應じますから如何に便利有益なるかを是非御試驗願ひます

請負値段（水洗共）

大巾人絹並富士絹	三疋物一反	金參拾錢
毛斯綸	同	金貳拾五錢
小巾ラミ	同	金拾貳錢
人絹類	同	金拾四錢
本生物	同	金拾六錢
バヽシゴキ何程に限らず糊持		金拾五錢

府下西院村字山ノ內瀨戸畑十

中井地色捺染所

© Kyozomekai



第二百四十九號
發行兼編輯人　新野員悳
印刷人　森本理一郎
京都市上京區通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第十三號

左記ノ者徒弟契約ヲ締結シ爾來ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和三年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員　加納傳三郎徒弟　土川一雄
〃　〃　吉村保太郎〃
〃　〃　倉賀政治〃

◆公示第十四號

左記ノ者組合定款第十七條ニヨリ屋入契約ヲ解除セリ此旨公示ス

昭和三年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

◆公示第十五號

左記ノ者徒弟契約期間中ノ處セシニ付キ組合定款第十八條ニ據リ組合員ノ資格ヲ停止シ此旨公示ス

昭和三年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

雜錄

◎毛斯綸友仙部役員改選

役員任期滿了に付き改選を行ひたるに左の如く當選就任せられたり

部長	中川元次郎
副部長	【岡本健三郎 【高橋傳次郎
會計係	村井乙次郎
部代議員	

◎評議員會

左の報告及議案に就て協議する處ありたり

一、近江銀行京都支店特別當座預金ノ件

右ハ昭和二年四月十四日現在ニ於ヲ預金貳千四百貳拾五圓四拾五錢及ビ之レガ利子參拾參圓〇貳錢合計金貳千四百五拾八圓四拾七錢ノ預金ニ對シ整理案三割〇三厘ヲ控除セラレタル殘金千七百拾參圓五拾四錢ヲ受取リ昭和三年五月十二日昭和銀行支店ヘ預ケ入レタリ

一、同　建築部定期預金ノ件

昭和元年十二月八日金壹千參百六拾五圓九拾九錢ヲ定期預ケトナレ其期間ノ利子貳拾九圓參拾貳錢合計金壹千參百九拾五圓參拾壹錢ニ對シ整理案三割〇三厘ヲ控除シタル殘金九百七拾貳圓五拾壹錢ヲ受取リ更ニ昭和三年五月十二日昭和銀行ヘ定期預ケトシタリ

一、株式會社京都會館株式應募ノ件

右ハ元京都名產館ト稱セシモノヽ組織ヲ變更シ厚意ヲ以テ一株五拾圓ノモノ五十株ヲ受持ツ前年度殘金ヲ以テ積立金ノ意味ニ於テ拂ヒ込ミヲナシ代表者八木組長ノ名義トナセリ

一、組合ト同志會トノ關係

近時世上ニ流布セラルヽ組合對同志會トノ間ニ於ヲ紛議ヲ生ジ居ルモノヽ如ク取沙汰セラルヽ事實ノ眞想

右ハ組合ト同志會トノ關係ニ於テハ從來ノ關係ヲ繼續シ兩者ノ間ニ何等ノ變化ヲ來サヾルモノニシテ世上ノ風評ハ全ク事實ニ基カザルモノナリ

一、組合ト同志會トノ關係

近時世上ニ流布セラルヽ組合對同志會トノ間ニ於ヲ紛議ヲ生ジ居ルモノヽ如ク取沙汰セラルヽ事實ノ眞想

右ハ組合ト同志會トノ關係ニ於テハ從來ノ關係ヲ繼續シ兩者ノ間ニ何等ノ變化ヲ來サヾルモノニシテ世上ノ風評ハ全ク事實ニ基カザルモノナリ

三品清三郎　長井末次郎
飯田半之助　植村熊造
芳賀房吉　西村梅太郎
山岸爲吉　山田常吉
菱田新三　岡本富藏
柵橋吾作　酒井柳太郎

以上の外一名の顧問と四名の相談役を設け部の統一を圖り事業の運捗を期することせり

顧問　小島彌七

相談役
芝村久次郎　尾崎幾藏
岩田朝日　井上正太郎

去月十四日評議員會を開き左の諸件を附議したり

一、生地ヲ以テ取引スルトキハ取扱中品質ヲ損セザル爲メ商談不調ノ場合ト雖モ更ニ他ニ賜買者ヲ求ムルコトヲ得ル何等支障ナキモ者シ精練品ヲ以テ取引スル場合ハ手ヲ經ル毎ニ素地柔軟ト爲ルノミナラズ汚損甚ダシク且ツ季節物ニアリテハ多少ノ實殘品ヲ生ズルヲ免レザル結果之レ製年ニ持越サヾルベカラズ、是等ノ品物ハ素地柔軟トナリ且ツ汚損ヲ免カレザルヲ以テ價格ノ低下ヲ免レズ。元來凡テノ染色加工ハ精練後ルベク手ヲ經ザルモノヲ以テ最良且ツ理想トスルハ周知ノコトナリ、就中衿地類紋附地及經目鎚紗等ニ於テハ殊ニ然リトス、故ニ取扱上安全ニシテ損害少ナキ生地ノ取引ヲ望ムハ勿論ナリ。

二、丹後縮緬組合精練業地トシテ販賣セラルヽモノハ一小部分ニ止マリ大部分ハ各種ノ色染加工ヲ要スルモノニシテ其用途ニ依リ適當ナル精練加工（堅練リ、柔軟練リ、純白練リ、素地厚練リ等）ヲ施スノ必要アルヲ以テ割一的ノ精練法ヲ施シタル場合ハ需要者ノ要求ニ滿足ヲ與フルコト能ハザルヲ以テ自然取引ノ範圍ヲ縮少セラレ營業上不便不利ナル精練品ノ取扱ヲ强ユルノ傾キニ出ヅルハ地方產業ノ向上發展ヲ阻害スルモノト大ナラザルカ。

三、生產ト需要ノ調節ヲ圖リ且ツ相場ノ變動ニ備フル爲メニスル大量ストック不可能ナルヲ以テ自然之等ノ不便ナキ地方ノ生產ヲ敏速シ往ニ丹後製品ノ取扱量ヲ減少スルニ至ルハ明カナル事實ナルベシ。

四、時代ノ要求トシテ益々大量生產ニ至ルベキ必要アルハ言ヲ俟タズ從ヲ其販賣機關タル京都ノ取扱業者ノ便利トスル處ニ留意セズ反ツテ取扱上不便不利ナル精練品ノ取扱ヲ强ユルノ傾キニ出ヅルハ地方產業ノ向上發展ヲ阻害スルモノト大ナラザルカ。

© Kyozomekai

◎丹後縮緬圖練問題

丹後三郡機業地に於ける丹後人絹圖練業組合に於ては左記の如き以前よりの宿題たる製品檢査の實行に伴ひ精練部工の必要上之を定款に規定し爾よ九月一日より實施することの認可を得て發表せり、於是京都關係筋に於ては其影響を被ること少なからざるより縮緬問屋染濟し屋等の各組合は之に對する對策を講ずる處ありしが中にも當組合は建物部員の震ふ打擊は殆んど失業狀態に陷るを以て當業者の總會となり協議する處ありしも何分當組合としては該地方組合とは直接の關係を有するものにあらざれば直接交渉の餘地なきものとし只此上は各問屋側組合に依て間接運動を試みるより外なきを以て取り敢へず參考資料として左の書面を送附し以て交渉材料の一部に供することの希望を申述へたり

金　圓
金　圓
金貳百七圓拾四錢
金貳百四拾四圓拾四錢
金四圓五拾錢
金貳拾四圓
殘金貳百四拾壹圓拾四錢
金四拾七圓貳拾四錢
內譯
金　圓　慶弔費
金　圓　事務費
金貳百七圓拾四錢　通信費
金四圓五拾錢　集金費
金貳拾四圓　雜費
金四拾七圓貳拾四錢
內譯
金貳百四拾壹圓拾四錢　前年度繰越金
金百五拾八圓　二年度經費收入
金參圓貳拾錢　預ケ金利子
支出總額
金四拾七圓貳拾四錢
內譯
賦課等級割
金拾五圓　一ケ年五圓　一等　三戸
金四拾四圓　〃　四圓　二等　十一戸
金參拾六圓　〃　參圓　三等　十二戸
金四拾貳圓貳拾錢　〃貳圓四拾錢　四等　十八戸
金貳拾四圓　〃壹圓六拾錢　五等　十五戸
昭和二年度部經費收支決算
金貳百八拾八圓參拾八錢
內譯
部報六ケ月分
金六拾五圓　事務費
金貳　拾　圓　通信費
金拾　圓　文具備附費
金壹百貳拾貳圓　會議費
金四拾四圓參拾四錢　雜費
金貳百四拾壹圓拾四錢　前年度經費收支決算
金百六拾貳圓拾貳錢　部費徵收額
金四百〇參圓參拾四錢　支出ノ部
內譯
金百四拾四圓　部報六ケ月分
金六拾五圓　事務費
金貳　拾　圓　通信費
金拾　圓　文具備附費
金壹百貳拾貳圓　會議費
金四拾四圓參拾四錢　雜費
賦課等級割
金拾五圓　一ケ年五圓　一等　三戸
金四拾四圓　〃　四圓　二等　十一戸
金參拾六圓　〃　參圓　三等　十二戸
金四拾貳圓貳拾錢　〃貳圓四拾錢　四等　十八戸
金貳拾四圓　〃壹圓六拾錢　五等　十五戸
昭和三年度部經費收支豫算
金四百〇參圓參拾四錢　收入ノ部
內譯
金貳百四拾壹圓拾四錢　前年度繰越金
金百六拾貳圓貳拾錢　部費徵收額
金四百〇參圓參拾四錢　支出ノ部
內譯
金百四拾四圓　部報六ケ月分
金六拾五圓　事務費
金貳　拾　圓　通信費
金拾　圓　文具備附費
金壹百貳拾貳圓　會議費
金四拾四圓參拾四錢　雜費

◎練物部々經費收支豫算決算

同部本年度の部經費豫算及前年度部經費決算は左の通り報告せり

昭和三年度部經費收支豫算
金四百〇參圓參拾四錢　收入ノ部
金貳百四拾壹圓拾四錢　前年度繰越金
金百六拾貳圓貳拾錢　部費徵收額
金四百〇參圓參拾四錢　支出ノ部
內譯
金百四拾四圓　部報六ケ月分
金六拾五圓　事務費
金貳　拾　圓　通信費
金拾　圓　文具備附費
金壹百貳拾貳圓　會議費
金四拾四圓參拾四錢　雜費

賦課等級割
金拾五圓　一ケ年五圓　一等　三戸
金四拾四圓　〃　四圓　二等　十一戸
金參拾六圓　〃　參圓　三等　十二戸
金四拾貳圓貳拾錢　〃貳圓四拾錢　四等　十八戸
金貳拾四圓　〃壹圓六拾錢　五等　十五戸

昭和三年度部經費收支豫算
金四百〇參圓參拾四錢　收入ノ部
金貳百四拾壹圓拾四錢　前年度繰越金
金百六拾貳圓貳拾錢　部費徵收額
金四百〇參圓參拾四錢　支出ノ部
內譯
金百四拾四圓　部報六ケ月分
金六拾五圓　事務費
金貳　拾　圓　通信費
金拾　圓　文具備附費
金壹百貳拾貳圓　會議費
金四拾四圓參拾四錢　雜費

賦課等級割
金拾五圓　一ケ年五圓　一等　三戸
金四拾四圓　〃　四圓　二等　十一戸
金參拾六圓　〃　參圓　三等　十二戸
金四拾貳圓貳拾錢　〃貳圓四拾錢　四等　十八戸
金貳拾四圓　〃壹圓六拾錢　五等　十五戸

昭和三年度部經費收支豫算決算は去る七月一日總會に於て承認せらる

五、縮緬類ノ精練品ニハ地合ノ性質上少量ノ水分ヲ増收セシムルノ必要アリ又自然的増收ヲ爲スヲ尤モ可トリトス又濕度ノタメ長期ニ亘リ貯藏スル場合或ハ夏期ニ至リ往々發生シ難品トナル虞アルヲ以テ大部分ハ生地ヲ以テ貯藏シ必要ノ需要ニ應ジ精練加工ヲ爲スヲ安全トス。

六、現在移入レツヽアル丹後縮緬類ノ過半ハ京都廣練取扱者ヨリ一定ノ製繊標準下ニ製織セシムルタメ今日迄需要者ニ何等ノ支障ナク圓滿ニ商取引ハレ遂ニ発達シタルモノナリ、然ルニ取扱者ノ意志ニ反シ多クノ不便ト不利アル方法ヲ强行スル其ノ非ノ歸着點ハ大ニ研究ヲ要スル事ナルベシ。

七、丹後地方ニ於ケル精練加工ノ技術ハ紡精縮緬ノ或種ノモノニ從前ヨリ丹後國練トシテ相當完全ナル技術ヲ有シ加工ヲ爲シ來リシモ其他ノ精練加工ニ於テハ今一層ノ研究ヲ要スル餘地アルモノニテ十數年間類多ノ研究ヲ經テ得タル京都ノ精練加工ニ比スレバ技術及ハザル自明ノ理ナリ。

如斯精練技術ノ劣レル結果ハ製品及其價格ヲ低下セシメ產業ノ發達ヲ阻害スル事ノ大ナルヲ憂フ。

八、製品檢査ニ多大ノ經費ヲ要シ加之獨占事業ノ弊トシテ加工賃ノ增加ヲ來タスヨリ自然製品ノ價格ヲ昂騰スルハ勿論ニシテ他地方ノ製品ニ壓迫セラル。

九、若シ不幸ニシテ精練技術ノ完全ヲ期シ難キトキハ製品改良ノ根本義ニ悖ルノミナラズ精練加工ノ自由競爭ヲ阻シ獨占的ニシテ之ヲ營マシムルノ弊ハ技術ノ進歩並ニ敏活ナルベキ商取引ノ一般方針ヲ遂行セシムルニアラザルナキカ更ラニ六月廿七日午前十時ヨリ縮緬染ニ關係ある友仙部長松岡健太郎模様染部長田畑房次郎引染部長三浦秀雄茶染部北村平三郎諸色染部長田中常太郎練物部長安達初治の諸氏を召集し練物に關し染色上に影響する諸種の缺點を調査の上その結果を綜合し直接關係ある各組合へ報告し將來の染練間に於ける紛議事項の參考に供すべく左の書面を圖係組合へ提出せり

豫ラ懸案中タリシ丹後縮緬同業組合カ企圖セル國練及ヒ之ニ附隨セル檢査施行ノ儀ハ彌々具体化シ本年九月一日ヨリ實施セラル、ノ運ヒト相成候趣キニ就テハ各方面ニ於ケル關係業者ニ及ボス利害得失ハ何レモ免レサル儀ト存候就テハ參考意見中ノ一部ヲ左ノ通リ陳述シ以テ御參考ニ供シ度候

一、精練ハ染色加工上ノ一過程ニ過ぎすして然かも其總ての製品ニ國練を施す事は

一、精練ハ染色加工上ノ一過程ニ過ぎすして然かも多種の製品に多岐多様に亘る染色加工を施すに當り劃一的精練を行ふ事は染上品の品位と染色効果を充分に發揮せしめ不得して寧ろ惡影響を及ぼす事甚大なるもの可有之信じ候

二、貯藏期間は染濟業者の手ニ在る缶卸ち生地取扱業者に於て其儘引渡し又は全部を國練ヲ爲さゞる場合の外は其儘取扱上の難易は到底同日の比にあらざるのみならず其納面積は從前に比し數倍と要すべく候

三、從來多年生取扱に慣れたるものが一朝にして精練品の多量取扱に際しては不便の爲め自ら品質低下傷損より生ずる缺點しきのみならず湯通し洗濯を行はざるに於ては其衝動を各方面に波及する事甚大なるに看取するに難からず是れ等の影響ヲ及ホスノアリマスカラ之カ進歩ハ即チ吾カ京染ヲシテ益々隆盛ナラシムルモノデアリマス本日ノ受賞者諸君ハ不斷ノ研鑽ト努力トニ依ツテ此ノ榮譽ヲ得タレタルモノデアリマシテ其ノ欣快ハ想像スルニ難クナイノデアリマス

今日ノ成績ニ滿足スルコトナク更ニ一層ノ研究ヲ積ミ京染ノ隆昌ノタメニ努力セラレンコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス一言ヲ述ヘマシテ告辭ト致シマス

昭和三年六月十五日

京都市長　土岐嘉平

告辭

京都染物同業組合ハ本日ヲ以テ浸落調整部第二十四回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ケラルヽニ於テハ其衝動ヲ各方面ニ波及スル事甚大ナルニ看取スルニ難カラス是レ等ノ影響ハ局部ノ事ニ止マラス延テ全國染業者ニ及ボス事ハ既ニ忍ビ得ザルモノアリ且ツ新カニ產業上重大ナル問題ニ對シテハ其初ニ當リ調査ヲ按配シ慎重ニ熟議ヲ遂ケラルヽニ於テハ必當ナル對策ヲ按出シ得ベカリシニ故意カ個然カ貴組合ハ寡ヲ是ヲ避クルカ如キ態度ヲ以テ從來ノ慣例ヲ墨守シ若クハ因襲ニ拘泥ス

五、縮緬類ノ精練品ニハ地合ノ性質上少量ノ水分ヲ吸收セシムルノ必要アリ又自然的吸收スルモノニシテ色染加工直前ニ於ケル精練ヲ爲スヲ尤モ可ナリトス又温度ノタメ長期ニ亘リ貯藏スル場合或ハ夏期ニ至リ往々徴ヲ發生シ難品トナル虞アルノ部分ハ生地ヨリ以テ貯藏シ必要ノ際要ニ應ヲ精練加工ヲ爲スヲ安全ナリトス。

六、現在移入セツヽアル丹後縮緬類ノ過半ハ京都縮緬取扱者ヨリ一定ノ製織標準下ニ製織セシムルタメ今日迄需要者ノ何等ノ支障ナク圓滿ニ商取引ヲ行ハレ逐年發達シタルモノナリ、然ルニ一部取扱者ノ意志ニ反シ多クノ不便ト不利アル方法ヲ强行スル其ノ是非ノ歸着點ハ大ニ研究ヲ要スル事ナルベシ。

七、丹後地方ニ於ケル精練加工ノ技術ハ紡績縮緬ノ或種ノモノハ從前ヨリ丹後國練トシテ相當完全ナル技術ヲ有シ加工ヲ爲シ來リシモ其他ノ精練加工ニ技術ヲ有シ加工ヲ爲シ來リシモ其他ノ精練加工ニ於テハ今一層ノ研究ヲ要スル得タルガ京都ノ精練加工ニ比スレバ技術ノ及バザルハ自明ノ理ナリ。

如斯精練技術ノ劣レル結果ハ製品及其價格ヲ低下セシメ產業ノ發達ヲ阻害スル事ノ大ナルヲ憂フ。

八、製品檢査ニ多大ノ經費ヲ要シ加之獨占事業ノ弊トシテ加工賃ノ增加ヲ來タスヨリ自然製品ノ價格ヲ昂騰スルハ勿論ニシテ他地方ノ製品ニ壓迫セラル。

九、若シ不幸ニシテ精練技術ノ完全ヲ期シ難キトキハ製品改良ノ根本義ニ悖ルノミナラズ精練加工ノ自由競爭ヲ排シ獨占的ニ之ヲ營マシムル事ハ技術ノ進歩並ニ敏活ナルベキ商取引ノ一般方針ヲ遠行セシムルニアラザルヤキカ更らに六月廿七日午前十時ヨリ縮緬染ニ關係ある友仙部長松岡健太郎模様染部長田畑房次郎引染部長三浦秀造茶染部北村平三郎諸色染部長田中常太郎練物部長安達初治の諸氏を召集し練物ニ關し染色上ニ影響する諸種の缺點を調査の上その結果を綜合し直接關係ある各組合へ報告し將來の染練間に於ける紛議事項の參考に供すべく左の書面を關係組合へ提出せり

謹ヲ懸案中タリシ丹後縮緬同業組合カ金圓セル國練及ヒ之ニ附隨セル檢査施行ノ儀ハ彌々具体化シ本年九月一日ヨリ實施セラル、事ノ運ビト相成候趣キニ就テハ各方面ニ於ケル關係業者及ホス利害ヲ有セル消費者ノ意見ヲ參酌シ本組合ニ於テハ今一層ノ研究ヲ要スル點ヲ發見シ之ヲ改善スルノ方法ヲ講ジ其ノ實行ヲ期シ以テ丹後國練ノ聲價ヲ益々發揚シ延テ業界ノ福利ヲ增進セン事ヲ希望シ且ツ本組合ニ於テモ出來得ル限リ之ニ協力シ其ノ目的ヲ貫徹セン事ヲ期スル次第ニ有之候條此段及通知候也

追テ本件ニ關スル意見ハ來ル八月十日迄ニ當組合ニ提出アリタキ事

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

又半襟商組合縮緬商組合京都呉服商組合は左の通り聲明書意見書を發表したるが其後丹後よりは未だ何らの消息も認めざるも該地機業家中には特別便宜法を請ふる事あるやも圖り難き形勢なりと

丹後縮緬檢査制度實施に對する
京都半襟商組合の聲明書

今回丹後縮緬同業組合に於ては品質の向上を策り名聲を社會に發揚せしむるの目的を以て精練の上嚴格なる檢査を行ひ移出すると云ふ事は實に機宜に應じたる適法として大ぬに歡迎する處である幸ひに本法の實施せらるゝ上は從來の最目の不正其他精練後に發見する種々の問題を解決し得られ取引上一層の便宜を得らるゝ事と考へる。此際區々たる感情又は自己の利害の爲めの之れに反對する如きは吾人の執らざる處であつて多少の不便を忍んでも之に共鳴し遂行を助けたいと考へる。

只爰に一言したきは國練問題である他の幾多の織物は精練を終りたるを以て完成品と見ることは出來ない。其大部分は之れに種々の染色加工を施して殊に當組合の取扱品たる半襟、帶揚、腰帶、帛紗、袖、裾除其他何れも細かく切つて販賣に供するものなるが故に些細の欠點も目に附易く特に精巧を期せなければならぬ立場にあり常に之れが改良に腐心しつゝあるので京都見參の精練業者の各々異なる染色加工に適切なる精練を施すとは策の得たものと考へる。

要するに丹後縮緬の品質を改良し不正行爲を改め社會の信用を厚からしめんが爲め爰に嚴格なる檢査法を設定せられたるに對しては敢て吝もこれが遂行を助くるの一方目的の達成に差閊なき限り機宜の施設を圖り染色加工に便宜を與へ製織の優良と染色の精巧とを併せ以て丹後縮緬の聲價を發揚せん事を衷心より希望する次第である。

右聲明す

昭和三年六月　日

京都半襟商組合

組長　柳田　永輔

追啓

這般貴組合が產業の發展品質向上の目的遂行の爲めに織練強制檢査を斷行實行可相成申出に對し當組合に於ては之等の細密なる問題に對し如何なる考慮を拂はれつゝあるや。

爰に於て其欠點を除去せんが爲め京都染潰業者より特に注文を發し製織せしめたる品物に對しては注文主よりの請求により生地の儘移出するの除外例を設くる事を必要とする、併し此除外例を無制限に許可したならば折角の檢査法も遂には空文に歸するの恐れがあるから染潰業者よりの請求面已認容するも尚一層正確を期する爲に當該組合長の證印を要する事とするも一方法と考へる。

最も生地の儘の移出に對しては生地の儘にて檢査に付し精練後の成績は注文主より報告を徴する事も必要であらふ。

尚爰に注意したきは精練の技術問題である丹後の精練が京都の精練に比し何等遜色なく或は更に進歩せしものがあるにも拘らず何等問題は起らないのであるが萬一にも今後の精練技術が京都側に比し劣れる場合には之れを如何にすべきや、元來技術は相互の競爭によつて進歩發達するものであつて獨占的事業は之れを意味する、故に精練は丹後京都の自由競爭に任し一歩進んで京都に檢査出張所を設置し本目的の徹底を期する又一方法たりと信ずるものである。

又一面より見れば京都從來の精練業者中丹後縮緬の精練を專門とする多數の從業者は本法の實施によつて忽ち其職を失ふ事となり實に同情に堪へないものがある、丹後縮緬業者としても今日迄盾曾の關係と存せし京都の精練業者を敵視の如く楽て願みないと云ふ事も考へものではなからふか夫よりは斯く自由競爭により丹後精練業者の進歩を促すとは策の得たものと考へる。

要するに丹後縮緬の品質改良と不正行爲を改め社會の信用を厚からしめんが爲め爰に嚴格なる檢査法を設定せられたるに對しては敢て吝もこれが遂行を助くるの一方目的の達成に差閊なき限り機宜の施設を圖り染色加工に便宜を與へ製織の優良と染色の精巧とを併せ以て丹後縮緬の聲價を發揚せん事を衷心より希望する次第である。

右聲明す

昭和三年六月　日

京都半襟商組合

組長　柳田　永輔

七、精練ノ良否ハ染色ノ良否ニ關係シ從テ染色ノ善惡ニ關シ充分御諒承相成居ル儀ト存ジ候然ルニ從ラ其練ての製品ニ關係ヲ施ス事ハ

一、精練ハ染色加工上ノ一過程ニ過ぎずして然かも多種ノ製品ニ多數多樣ニ亘ル染色加工ヲ施すに當リ割一的ノ精練ヲ行ふ事ハ染上品ノ品位と染色効果ヲ充分ニ發揮せしめ不得して寧ろ惡影響ヲ及ぼす事甚大なるもの可有之信じ候

二、貯藏期間ハ染潰業者ノ手ニ移る迄即ち生地取扱業者ニ於て比較的長キ期間ヲ要し若し全部ヲ國練り品として扱はんか此ノ貯藏取扱上の難易ハ到底同日の比にあらざるのみならず其格納面積ハ從前に比し數倍ヲ要すべく候

三、從來多年生地取扱ニ關シテハ不便の爲め自ら品拵め汚損より生ずる紛議しきのみならず湯通し洗濯を行はざるに色加工を施し能はざるも現今の如き細緻ヲ要する染物の製品ハ明かなり四、指定特約品ハ止を得ず用期に於ても離散的に操業せしめ然かも其製品が指定目的に合致しあるや否やを鑑別し是れを適當に處理する爲め生産せ貯藏すべきヲ

叙上列擧せる等の事由に依り組合は生檢査、生乾燥正量日記入、日減り限定等を基礎とせる檢査法を慫慂する次第なるも此に該生檢査法が精練檢査に比し多少不備ありとするも各種の實情を綜合すれば得る處に比し寧ろ形に失ふ處の餘りに充大ならざるやを想ふ然かも犠牲者を出す事寡くして庶幾の目的たる産業製品の改良に資し可得事と信じ候況んや全部に對し調練を爲すに於ては其衝動を各方面に波及する事激甚なるを看取するに難からず是れ等の點は局當事者の密接なる關係を有する吾々當業者ハ默止するに忍びざるものあり且ツ一面上重大なる問題に對しては其初めに當りて誠意を披瀝し愼重に熟議を盡げらるゝに於ては妥當なる對策を按出を避くるが如き態度なきにしもあらざるやに付度せらるべき節なきにしもあらざるも顧ふに有之候且つ當組合ハ決して獨斷專行を事とするものに非ず然かも事實施の曉を危惧し不安の念に堪へざるものあるは敢て忌べからざる事實に御座候

要するに當組合は其主旨目的は一つなるも其方法を異に致し居る處に於て當面に臨する方策として直營、歩機、特約機に對しては能く其事情を御洞察の上生産せの除外例を設けおもひろに其趨勢を研究せられん事を切望仕候尚ほ從來の慣例に從へざる事に有之候若し是れが爲め組合の意志に反し不利不便を感ずるが如きことあらばいつにても之を改廢するに吝かならざるの意嚮に有之候條此段及通知候也

追テ本件ニ關スル意見ハ來ル八月十日迄ニ當組合ニ提出アリタキ事

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

京都染物同業組合浸染調整部ハ本日ヲトシ第二十四回徒弟競技會褒賞授與ノ式ヲ擧ゲ本部ハ夙ニ青年徒弟技術ノ啓發ニ力メ常ニ斯業ニ貢獻スル所少ナカラズ爲メ間接ニ染色物ノ缺點ヲ補フ効果著シキモノアルハ亦信シテ疑ハサル所トス

今本會ノ成績ヲ見ルニ回ヲ逐フテ進歩ノ實績ヲ示スモノアルヲ知ルハ最モ嘉賞スヘキ所ナリ茲ムラクハ諸子一層奮勵シテ時ト共ニ斯業ノ研鑽ニ怠ルナカランコトヲ一言以テ告ク

昭和三年六月十五日

京都府知事　大海原重義

告　辭

京都染物同業組合ガ本日浸染調整部第二十四回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ルニ當リ一言ヲ告ク

元來浸染調整ハ染物ノ主要工程中ノ一分業デアリマスガ其ノ技術ノ巧拙ハ直チニ京染ノ聲價ニ多大ノ影響ヲ及ホスノデアリマスカラ之カ進歩ハ即チ吾カ京染ヲシテ益々隆盛ナラシムルモノデアリマス本日ノ受賞者諸君ハ不斷ノ研鑽ト努力トニ依ツテ此ノ榮譽ヲ得ラレタルモノデアリマシテ其ノ欣快ハ想像スルニ難クナイノデアリマス

諸君ハ今日ノ成績ニ滿足スルコトナク更ニ一層ノ研究ヲ積ミ京染ノ隆昌ノタメニ努力セラレンコトヲ切望シテ止マナイ次第デアリマス一言ヲ述ヘマシテ告辭ト致シマス

昭和三年六月十五日

京都市長　土岐嘉平

告　辭

京都染物同業組合ハ本日ヲ以テ浸染調整部第二十四回徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧ケラル年ヲ逐フテ浸透歩ノ宜歴然タルハ頗ル人意ヲ强フスルニ足レリ惟フニ浸染調整ノ技ハ染色技術ノ一部ニ過キスト雖モ此ノ技ノ巧拙如何ハ直ニ製品ノ優劣ニ及ホシ延テ染業ノ消長ニ關スルヲ以テ本組合ニ於テハ從來此ノ技ノ向上ニ意ヲ用ヒ其ノ進歩ヲ圖ルニ努メ來リシカ本日ノ如ク多數ノ青年徒弟ヲ集メテ其ノ技術ヲ競ハシメ其ノ優劣ヲ判シ賞ヲ與フルノ擧ニ出ツルヤ實ニ今回ヲ以テ嚆矢トス

惟フニ此ノ擧タル啻ニ技術ノ進歩ヲ圖ルノミナラス延テ染業ノ發展ヲ期スルニ外ナラス從テ其ノ效果ノ大ナルヤ言ヲ俟タス

茲ニ當リ本會ハ諸子ノ技術ノ進歩ト將來ノ發展トヲ期待シ且ツ其ノ技術ノ向上ニ關シ常ニ指導ノ任ニ當ラレタル諸先輩ノ勞ヲ多トシ併セテ本會ノ爲メ盡力セラレタル諸賢ニ對シ深ク感謝ノ意ヲ表スル次第ナリ

告　辭

京都染物同業組合ガ本日ヲトシ第二十四回徒弟競技會褒賞授與ノ式ヲ擧ゲ本部ハ夙ニ青年徒弟技術ノ啓發ニ力メ常ニ斯業ニ貢獻スル所少ナカラズ爲メ間接ニ染色物ノ缺點ヲ補フ効果著シキモノアルハ亦信シテ疑ハサル所トス

今本會ノ成績ヲ見ルニ回ヲ逐フテ進歩ノ實績ヲ示スモノアルヲ知ルハ最モ嘉賞スヘキ所ナリ茲ムラクハ諸子一層奮勵シテ時ト共ニ斯業ノ研鑽ニ怠ルナカランコトヲ一言以テ告ク

昭和三年六月十五日

京都府知事　大海原重義



第二百四十九號
發行兼印刷人　前野眞悳
印刷人　森本理一郎
京都市室町通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七番

三品清三郎　長井末次郎
飯田半之助　植村熊造
芳賀房吉　西村梅太郎
山岸爲吉　山田常吉
菱田新三　岡田富藏
橋本吾作　酒井柳太郎

公示

◆公示第十三號

左記ノ者徒弟契約ヲ締結シ本組合ニ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和三年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員　加納佐三郎徒弟
〃　土川一雄
〃　吉村傳太郎
〃　岡田剛三
〃　倉貫政治
〃　野々村敬三

◆公示第十四號

左記ノ組合定款第十七條ニヨリ雇入契約ヲ解除セリ此旨公示ス

昭和三年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

精練部員　齋藤梅太郎徒弟

◆公示第十五號

左記ノ者徒弟契約期間中ノ處セシニ付キ組合定款第十八條ノ據リ組合員ノ資格ヲ停止シ此旨公示ス

昭和三年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員　野田福之助徒弟
〃　川浦幸次郎〃

雜錄

◎毛斯綸友仙部役員改選

役員任期滿了ニ付キ改選ヲ行ひたるに左の如く當選就任せられたり

部長　中川元次郎
副部長　岡本健三郎
會計係　高橋德次郎
部代議員　村井乙次郎

評議員會

去月十四日評議員會を開きた左の報告及議案に就て協議する處ありたり

一、近江銀行京都支店特別當座預金ノ件

右ハ昭和二年四月十四日現在ニ於テ預金貳千四百貳拾五圓四拾五錢及ビ之レガ利子參拾參圓○貳錢合計金貳千四百五拾八圓四拾七錢ノ預金ニ對シ整理案三割○三厘ヲ控除セラレタル殘金千七百拾參圓五拾四錢ヲ受取リ昭和三年五月十二日昭和銀行支店ヘ預ケ入レタリ

一、同　建築部定期預金ノ件

昭和元年十二月八日金壹千參百六拾五圓九拾九錢ヲ定期預ケトナシ其期間ノ利子貳拾九圓參拾貳錢合計金壹千參百九拾五圓參拾壹錢ニ對シ整理案三割○三厘控除シタル殘金九百七拾貳圓五拾壹錢ヲ受取リ更ニ昭和三年五月十二日昭和銀行ヘ定期預ケトナシタリ

一、株式會社京都會館株式應募ノ件

右ハ元京都名產館ト稱セシモノヽ組織ヲ變更セラレタルモノニシテ以前ヨリノ經歷上本組合ハ關ルベカラザル關係ヲ有スルヲ以テ株式應募ノ已ムナキヨリ一株五拾圓ノモノ五十株ヲ控持ヲ前年度總會ヲ以テ精立金ノ意味ニ於テ拂ひ込ミタルヲ以テ代表者八木組長ノ名義トナセリ

一、組合ト同志會トノ關係

近時世上ニ流布セラルヽ組合對同志會トノ間ニ於テ拾議ヲ生ジ居ルモノヽ如ク取沙汰セラルヽ事實ノ眞想

議案

第一號　御大典記念博覽會出品ニ關スル組合ノ方針

委員ノ選定

右ハ本年九月下旬より開催せらるべき記念博覽會ハ出品開數ノ僅少なるため出品希望者多きハ到底申込みに應ずるを得ざれば之に對する準備方法を定め置く必要あるため協議の結果未だ開數の割宛もなき事なれば具體案を立つるを得ざるも委員を設け共同陳列の方法に依て進行せしむることの決議をなしたり

◎練物部々經費收支豫算決算

同部本年度の部經費豫算及前年度部經費決算は左の通り報告せり

昭和三年度部經費收支豫算

金四百〇參圓參拾四錢

內譯

金貳百四拾壹圓拾四錢　前年度繰越金
金百六拾貳圓拾四錢　部費徴收額
金四百〇參圓參拾四錢　支出ノ部

內譯

金百四拾四圓　部報六ヶ月分
金六拾五圓　事務費
金拾圓　通信費
金壹百貳拾圓　文具備附費
金四拾四圓參拾四錢　會議費
雜費

賦課等級割

金拾五圓　一等　三戸
〃　四圓　二等　十一戸
〃　參圓　三等　十二戸
金四拾貳圓貳拾四錢　前年度繰越金
金貳百四拾貳圓貳拾四錢　部費徴收額
〃　壹圓六拾錢四等　十八戸
金貳拾四圓　五等　十五戸
昭和二年度部經費收支決算
金貳百八拾八圓參拾八錢　收入總額

內譯

金百貳拾七圓拾八錢　前年度繰越金
金百五拾八圓　二年度經費收入
金參圓貳拾錢　預ケ金利子
支出總額

金四拾七圓貳拾四錢

內譯

金　八圓　慶弔費
〃　八圓　事務費
金貳圓七拾四錢　通信費
金四圓五拾錢　集金費
金四圓　諸雜費
金貳百四拾壹圓拾四錢　三年度繰越
殘金貳百四拾壹圓拾四錢
右豫算及決算ハ去ル七月一日總會ニ於テ承認せらる

◎丹後縮緬國練問題

丹後三郡機業

告せらる

◎組合法の改正　目下其筋に於ては現下實行せられつゝある組合法を改正せらるゝ目的にて之れが調査中のよしなるが大凡左の案に依り調査中なりと

商工組合法要綱

一、現行重要物産同業組合法、重要輸出品工業組合法および輸出組合法を廢止しこれらを打つて一丸としたる商工組合法（名稱未定）を新たに制定すること

一、組合の組織は業種別とし商業者は商業者、工業者は工業者をもつて各別に組合を組織せしむること

一、組合の地區は行政區劃によらず產業地區によらしむること

一、組合の加入は任意とし强制加入の制をとらざること

一、組合の經費は出資によることを原則とすること

一、組合員の出資口數は特別の事情ある場合のほか五十口に制限すること

一、組合の設立は商工大臣の認可を要すること

一、組合の事業は前記三組合法によつて實行してゐる事業を網羅すること

一、組合員にあらざる同種業者の統制に關しては必要の場合組合の定むる取締または制限を强制し得るの方法を講ずること

一、組合聯合會を認め組合の統一連絡を執らしめること

一、輸出品の檢査は原則として組合員の自治によらしめるか、重要輸出品に關してはこれを國營とすること

一、組合金融に關しては現存の特殊銀行のほか普通銀行を利用し政府の指定銀行制度を設けこれを通じ低資の融通その他組合資金調達に便ならしめる途を開くこと、なほ仕上げ信用制度及び組合財團抵當權の設定については他の法制との關係を考慮し特別法として速かにこれが制度を設けること

◎絹帛諸色染見學團　諸色染部及青年團の八十五名は去る四日打揃ひ大阪日本染料製造株式會社に於ける染料製造に係る見學をなし大に新智識を得たる趣き尚ほ大阪朝日新聞社を訪問し新聞編輯に係る實況を見學したり各部に於ても此種の催しをなし低級なる見聞を擴むるを可とす

◎寄宿女工の疾病狀況　京都府工

二百年來一貫せる品質本位
新時代に適せる眞の薄利多賣

（遠近多少にかゝわらず配達可致候）

京都市河原町通二條上ル

柿澁製造問屋

澁新老舗

電話上二一〇二番
編替大阪一五〇五一番
下山

©Kyozomekai

場業せるもの三名、死亡者なく、經過二三名

七、腳　氣

患者總數三四八名、此の休業總日數は四、一五九日にして一人平均休業日數は一二日强となる、死亡者一名。治癒後廢業せるものは一名。

疲　勞

之に局する者六六五名、その休業總日數は一五七八日にして一人平均休業日數は二日强となる。死亡者一名。治癒後廢業せるもの一名。

總　括

管內工場に於ける肺結核死亡女工は寄宿女工一、〇〇〇人に對し一・七二弱となり全國の女子人口一、〇〇〇人に對する肺結核死亡率（一・三二）に比せば遙に多く（昭和元年中一道三府四十三縣內閣統計による以下同じ）人口十萬以上の市に於けるものと殆ど相同じ。又其の他の結核に就て視るも寄宿女工一、〇〇〇人に對し〇・九四弱となり全國の統計よりも〇・三多く十萬以上の市に比しても〇・二以上多し。而も結核によりて死亡せる寄宿女工の數は合計三四名にして死亡者の過半をしむ。斯の如く工場寄宿女工も結核患者多きは一面年齡的關係に由るならんも、主として作業時に於ける勞働條件及休養時に於ける生活條件に因するものなりと認むるを至當とせん。若し夫れ結核患者夫れ自身に對する死亡率に到りては共に七%强の多數を示すは何に歸因するものなりや、思ふに營養の不良と早期治療の時機を失へるためならんか。肺疾疾に警戒すべきことなり。

肋膜炎死亡者は女工一、〇〇〇人に對し〇・三一强となり全國統計（〇・二一）より〇・一多く、其の平均休業日數（三四日）の肺結核（四八日）に躍で長きは健康保險法の施行されし結果女工が長く治療を受くるを得從つて又本病の豫後に良く注意を拂ひ得るに至れる爲ならん。

腸炎及氣管支加答兒の女工一、〇〇〇人に對する死亡率（〇・八弱）が全國の統計（二・九弱）に比して遙に多きは平均休業日數の二週間以上になれるに由るなん、即ち斯の如き急性疾患の豫後は早期治療の關係あり、女工が早くより比較的長き平均二週間以上の休業をなし自愛せるため不治の轉歸を取りしもの減少せしものならん。又國統計中の慢性氣管支加答兒中には結核性のもの含まれ居ると推せられ從つて死亡數多きに所以なるべし。

胃腸病患者の他に比して甚だ多きに驚くも其の平均休業日數の女工一〇〇名に付き約五名宛あり、腳氣患者亦多きに共に喜ぶべき現象なり。

トラホーム患者の女工一〇〇名に付き約五名宛あり、腳氣患者亦多きに共に喜ぶべき現象なり。

トラホーム患者の多きは尚改善すべき餘地の多きを思はしむ。疲勞は一の生理的現象なるも纖弱なる女工の速續的疲勞に對しては充分なる注意を要す。

以上八類の患者數の外にても六、一九六人にて全寄宿女工の約二割に達す。又其の休業總日數は五八、五〇〇日にして一人平均六九十日に當る。產業上及云ふべからず。而して休業日數より見るも、死亡數より見るも、呼吸器系統の疾病大部分を占む。これ本府當局が寄宿女工の健康狀態改善の對策は肺寒呼吸器系統の疾病に主力を注ぐべきものなることを指示し、同時に工場主又は工場管理人に對し、將來の方面に關する施設改善に尚一段の努力を促せるものなり。

公示

◆公示第十三號

左記ノ者徒弟契約ヲ締結シ本組合ニ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和三年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員　加納佐三郎徒弟
〃　土川一雄
〃　吉村傳太郎
〃　岡田剛三
〃　倉貫政治
〃　野々村敬三

◆公示第十四號

左記ノ組合定款第十七條ニヨリ雇入契約ヲ解除セリ此旨公示ス

昭和三年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

精練部員　齋藤梅太郎徒弟

◆公示第十五號

左記ノ者徒弟契約期間中ノ處セシニ付キ組合定款第十八條ノ據リ組合員ノ資格ヲ停止シ此旨公示ス

昭和三年七月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員　野田福之助徒弟
〃　川浦幸次郎〃

雜錄

◎毛斯綸友仙部役員改選

役員任期滿了ニ付キ改選ヲ行ひたるに左の如く當選就任せられたり

部長　中川元次郎
副部長　岡本健三郎
會計係　高橋德次郎
部代議員　村井乙次郎

評議員會

去月十四日評議員會を開きた左の報告及議案に就て協議する處ありたり

一、近江銀行京都支店特別當座預金ノ件

右ハ昭和二年四月十四日現在ニ於テ預金貳千四百貳拾五圓四拾五錢及ビ之レガ利子參拾參圓○貳錢合計金貳千四百五拾八圓四拾七錢ノ預金ニ對シ整理案三割○三厘ヲ控除セラレタル殘金千七百拾參圓五拾四錢ヲ受取リ昭和三年五月十二日昭和銀行支店ヘ預ケ入レタリ

一、同　建築部定期預金ノ件

昭和元年十二月八日金壹千參百六拾五圓九拾九錢ヲ定期預ケトナシ其期間ノ利子貳拾九圓參拾貳錢合計金壹千參百九拾五圓參拾壹錢ニ對シ整理案三割○三厘控除シタル殘金九百七拾貳圓五拾壹錢ヲ受取リ更ニ昭和三年五月十二日昭和銀行ヘ定期預ケトナシタリ

一、株式會社京都會館株式應募ノ件

右ハ元京都名產館ト稱セシモノヽ組織ヲ變更セラレタルモノニシテ以前ヨリノ經歷上本組合ハ關ルベカラザル關係ヲ有スルヲ以テ株式應募ノ已ムナキヨリ一株五拾圓ノモノ五十株ヲ控持ヲ前年度總會ヲ以テ精立金ノ意味ニ於テ拂ひ込ミタルヲ以テ代表者八木組長ノ名義トナセリ

一、組合ト同志會トノ關係

近時世上ニ流布セラルヽ組合對同志會トノ間ニ於テ拾議ヲ生ジ居ルモノヽ如ク取沙汰セラルヽ事實ノ眞想

議案

第一號　御大典記念博覽會出品ニ關スル組合ノ方針

委員ノ選定

右ハ本年九月下旬より開催せらるべき記念博覽會ハ出品開數ノ僅少なるため出品希望者多きハ到底申込みに應ずるを得ざれば之に對する準備方法を定め置く必要あるため協議の結果未だ開數の割宛もなき事なれば具體案を立つるを得ざるも委員を設け共同陳列の方法に依て進行せしむることの決議をなしたり

◎練物部々經費收支豫算決算

同部本年度の部經費豫算及前年度部經費決算は左の通り報告せり

昭和三年度部經費收支豫算

金四百〇參圓參拾四錢

內譯

金貳百四拾壹圓拾四錢　前年度繰越金
金百六拾貳圓拾四錢　部費徴收額
金四百〇參圓參拾四錢　支出ノ部

內譯

金百四拾四圓　部報六ヶ月分
金六拾五圓　事務費
金拾圓　通信費
金壹百貳拾圓　文具備附費
金四拾四圓參拾四錢　會議費
雜費

賦課等級割

金拾五圓　一等　三戸
〃　四圓　二等　十一戸
〃　參圓　三等　十二戸
金四拾貳圓貳拾四錢　前年度繰越金
金貳百四拾貳圓貳拾四錢　部費徴收額
〃　壹圓六拾錢四等　十八戸
金貳拾四圓　五等　十五戸
昭和二年度部經費收支決算
金貳百八拾八圓參拾八錢　收入總額

內譯

金百貳拾七圓拾八錢　前年度繰越金
金百五拾八圓　二年度經費收入
金參圓貳拾錢　預ケ金利子
支出總額

金四拾七圓貳拾四錢

內譯

金　八圓　慶弔費
〃　八圓　事務費
金貳圓七拾四錢　通信費
金四圓五拾錢　集金費
金四圓　諸雜費
金貳百四拾壹圓拾四錢　三年度繰越
殘金貳百四拾壹圓拾四錢
右豫算及決算ハ去ル七月一日總會ニ於テ承認せらる

◎丹後縮緬國練問題

丹後三郡機業

©Kyozomekai

地に於ける丹後縮緬組合に於ては久しき以前より縮緬檢査の實行に伴ひ精練加工の必要上之を定期に規定し爾來九月一日より實施することの認可を得て發表せり、於是京都關係筋に於ては其影響を被ること少からざるより縮緬關係染濟し屋生糸精染等の各組合は之に關する對策を講ずる處ありしが中にも當組合は練物部員の衆る打擊は殆んど失業狀態に陷るを以て當業者の總會となり或は各部長會となり協議する處ありしも何分當組合としては該地方組合とは直接の關係を有するものにあらざれば直接交渉の餘地なきものとし只此上は各關屋側組合に依て間接運動を試みるより外なきを以て取敢へず參考資料として左の書面を添附し以て交渉材料の一部に供することの希望を申述へたり

一、生地ヲ以テ取引スルトキハ取捌中品質ヲ損セザル爲メ商談不調ノ場合ト雖モ更ニ他ニ賜買者ヲ求ムルコトヲ得テ何等支障ナキモ若シ精練品ヲ以テ取引スル場合ハ手經加工ノ色染地柔軟ナラズ汚損甚ダシク且ツ季節物ニアリテハ多少ノ實殘品ヲ生ズルヲ免レザル結果ノ打擊ハ殆ンド致命的ニ等シク從テ取引ノ圓滑ヲ缺キ其ノ影響ハ染織業者ニ及ボス處大ナルベシ

二、丹後縮緬組合ハ精練素地トシテ販賣セラルヽモノハ一小部分ニ止マリ大部分ハ各種ノ色染加工ヲ要スルモノニシテ其用途ニ依リ適當ナル精練加工（堅練リ、柔軟練リ、純白練リ、素地厚練リ等）ヲ施スノ必要アルヲ以テ割一的ノ精練法ヲ施シタル移入品ハ需要者ノ要求ニ適足ラ與フルコト能ハザルヲ以テ自然取引ノ節圍ヲ縮少セラレ需要額ヲ減退セシムル結果ヲ招來ス。

三、生糸ト需要ノ調節ヲ圖リ且ツ相場ノ變動ニ備フル爲メニスル大量ストック不可能ナルヲ以テ自然ノ之等ノ不便ナキ地方ノ生糸ヲ敢テシ練ニ丹後製品ノ取扱數量ヲ減少スルニ至ルハ明カナル事實ナルベシ。

四、時代ノ要求トシテ益々大量生產ニ至ルベキ必要アルハ言ヲ俟タズ從ヲ其販賣機關タル京都ノ取扱業者ノ便利ト生產ノ圓滑トニ留意セズ反ツテ取扱上不便不利ナル處ニ取扱ヲ强ユルノ傾キニ出ヅルハ地方產業ノ向上發展ヲ阻害スルモノト大ナラザルカ。



第二百五十號
發行兼編輯人　新野良雄
印刷人　森本理一郎
京都市並河通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話上一六七七番

公示

◆公示第十六號

左記ノ者徒弟契約ヲ通信ヲ以テ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和三年八月

京都染物同業組合

組長　木伊三郎

下書部員　結木顧重
〃　田邊三郎（第）　前川善三郎
友禪染部員　山内嘉次郎　橋本大二
小紋染部員　宮部善造　金川好美
〃　〃　釜田數夫

◆公示第十七號

左記ノ者徒弟契約期間中ニ於テ本組合定款第十八條ニ據リ組合員ノ資格ヲ停止シ此旨公示ス

昭和三年八月

京都染物同業組合

組長　木伊三郎

洗色按部員　岡田廣吉（中村長五郎）
小紋染部員　辻德藏（佐藤齊一）

雜錄

◎副組長辭去　當組合副組長として令名あり且つ服部檢査所氏は七月廿七日辭去せらるる業界のため惜むべき事にして同廿八日元組長として組合のため多大の盡力をなし石田喜兵衛氏又死去せられたるに付き弔詞を呈し供花を備へて哀悼の意を表したり

◎組合會代議員の建議　曩きに組合事務所建築の件に付き質問書を發せられたる原民三郎金山藤吉衛田中常太郎の三氏は更に本件に關し再建議書を提出せられたるに付き組合會を開き其決議の如何に依り臨時組合會を開き建築問題に關する處分の決定をなす筈なれば評議員會の上なほ又は本件に關する意見ある者は左の通りなり

建議書

我ラ組合代議員ハ曩キニ組合事務所建築速成ニ關シ組合長ノ意見ヲ求メタルニ延引ノ原因ハ年來打續ク不況ハ組合員ヲ疲弊困憊ニ陷レタル實情ニ徴シ近キ將來ニ於ラ着手難致旨ノ返答ヲ得タルハ尤モナル理由トシラ諒解致候去リ乍ラ此儘ニシラ時機ノ到來ヲ待ツハ策ノ得タルモノニ無之ト存ジ候ヘバ以前設計セラレタル方針ヲ變更セラレ左ノ方法ヲ採ラレンコヲ希望仕候

一、組合事務所ノ所在地ヲ現位置トシ改築スルコト

一、改築費ハ四條ノ候補地ヲ資却シ之ニ充ツルコト

一、事務所改築費ニ不足ヲ生スルヲ及附屬建物ハ從前ノ經費怠納者ニ對シ更ニ徵收ノ方法ヲ設ケ目的ヲ達スルコト

一、附屬建物ハ繼續事業トシ一定年限ヲ以テ完成スルコト

一、地所資却處分ハ委員若干名ヲ設ケ處置スルコト

右至急實行相成候樣建議致候也

昭和三年八月

京都染物同業組合長八木伊三郎殿

◎組合法の改正案　重要物産同業組合法外輸出工業三組合法を合併して一括ト新たに法律を設けられたるが當組合及西陣織物組合は勿論強制加入を可とし論議ありたるも當日は別に決議に依て其方針を確定すべきものにあらざればとて甲論乙駁の中に閉會せしも聊なりしが若し解かる案が今年の議會を通過する如きありては全國に於ける各組合は時代に適せざる組合法の下に存在せざるを得ざるの結果を來すべきを以て此際組合會の決議を以て組合長に一任し組合長は組合會の決議の趣旨に基き組合法改正の意見書を作成し之を各組合に配布して意見を徵し之を參酌して改正案を作成し之を各組合に配布して意見を徵し之を參酌して改正案を作成し之を各組合に配布して意見を徵し之を參酌して改正案

對組合交渉經過報告

昭和二年五月本會創立後今日に至る間組合との交渉關係問題に就て詳細なる經過報告をなし事の眞相を公表す

一、昭和二年九月十三日　例會の席に組長を招じ意見の交換をなし組長をして本會存立に就き了解を求めたり

一、昭和二年十月二十一日　例會の席に横江組合會議長を招じ同氏が議長の要職より觀だる組合會、及組合諸事業に就き懇談す

一、昭和二年十月二十七日　組合代議員會開催せられるに當り本會の決議に基き所屬代議員名義に依りて左記建議案を提出せり

1、雜物調定會設置の件

2、特許調査機關設置の件

3、流行調査及京染宣傳方法

以上に對して代議員會は委員を設けて其の實行を期することを滿場一致可決せり

同日　一議員より組合建築問題に對して質問を發せる處組長は左の要旨を以て答辯あり「近く更正豫算を作成し、若樣の御贊同を得たいと存じます。」（議事錄より轉載）

一、昭和三年四月二十九日　昨年十月の代議員會に於て決議せる多數の建議案に對し何等の實行方法も構せず徒らに放置せられ居る樣思考せられるに依り左記質問書を組長宛に提出せり

隆啓時下春暖の候益々御淸榮の段奉賀候陳者昨秋代議員會に於て建議仕候左記三案

一、組合建築促進の件

一、染物特許調査機關設置の件

一、京染宣傳の件

其後徒爲數ケ月を經るも依然として何等方法も講ぜられず亦御考慮相成樣見受られ候爲め本會々員間に種々物議を釀し居候間何卒責任ある御回答を來る五月十三日本月總會迄に御返事相煩し度御多忙中恐縮に存候へ共宜敷御願申上候敬具

【和三年四月廿九日　幹事氏名捺印

京都染物同業組合組長　八木伊三郎殿

一、昭和三年五月十日　前記質問書に對して組長より左の回答を得たり

昭和三年五月十日

京都染物同業組合組長　八木伊三郎

原民三郎殿

金山藤兵衛殿

田中常太郎殿

決議要項

質議ハ組合代議員會ノ建議ニ係ルモノナレハ同志會幹部ノ之ニ對スル回答ヲ以テスルハ妥當ニアラスト信スルモ會員ノ組合ニ對シ直接ニ權利義務ヲ有スル人々ニアラストスルモ均シク愛組合心ノ熱烈ナル反ヘトシ欣快ニ禁ヘサルヲ以テ當時ヨリノ代議員ニシテ建議者タル原民三郎氏外二氏宛ヲ以テ本會ニ通ヲ發附スルモノトス

一、組合建築促進ノ件

右代議員會ノ建議同題ニアラス諸色染部ヨリ「組合ニ於テハ之ニ止マルモ此機會ニ於テ考慮ノ一端ヲ披露シ置クノ必要ヲ認ム左ノ通リ諒解アリ度シ

本組合ニ於テハ恒ニ進行上ノ良策ヲ求ムルニ意ヲ用ヒツヽアルモノニシテ苟且ニ放任セルモノニアラス雖モ諸種ノ事情ハ素ヨリ御承知ノ通リ容易ニ於カセラレ得サル可能ト信スルヲ以テ發表ノ時期ニ到達セサルモノトス假令ハ組合事務所ハ組合員全般ノ共有財產ナレハ之ヲ改築スルニ具スルニ之カ財源ヲ得ルハ既往數年來經濟界ノ不況ヨリ組合員ノ疲弊困憊ノ實情ハ普通經費徵收ノ實際ニ見ルモ明カナル處ナルニ拘ハラス此上更ニ負擔ヲ重ネシムルハ實効ヲ得難キモノト確信ス又寄附行爲ニ依ルトセンカ小數ノ篤志者アルヘキモ大多數ノ人々ハ別ニ反對ヲ表スルモノニアラストスルモ營業上ノ不利潤ヲ知リナカラ之ヲ强請スル如キハ組合百年ノ長計ニアラサルヘキハ識者ヲ待タスシテ明カナル事實トスルノミナラス組合ハ斯ル權限モ有セサル所ナリ又一法トシテ低利資金ノ借入ヲ講ジ萬一許可ヲ得タルトスルモ之レカ返却方法ヲ如何ニスヘキヤ、元來技來增々經濟界不況カ深酷度ヲ加ヘ光ヲモ認メ得サル際ニ於テ賦課等級劃及寄附行爲ニ依ル方法ヲ立ツルモ實積ヲ上クルハ危險ノ伴フ恐レアルハ明カナル事實ニシテ之レ今日ニ至ル原因トス然レハ諸氏ニ於テ建築促進ノ要求アルニ對シ此上延期スルハ不可ト信スルヲ以テ遠カラス建築委員ヲ選定シ一切ノ權限ヲ委任シ相共ニ速成ヲ期セントス欲スルモノナリ

二、染物特許調査機關設置ノ件

本問題ニ就テハ經費ノ點ニ於テ注意ヲ以テ實行方針ヲ立テタレハ賃業者ノ立チ場トシテ商業者ノ壓迫或ハ反感ヲ買フ結果ハ恐ルヘキ惡影響ヲ受クルアルノミナラス之レ經費ノ多大ナル財源ヲ求メ難キ現況ニアレハ具体案ヲ得ルヲ困難トス依テ之レ又委員ヲ選定シ附託スル考ヘナリ

以上ニ關スル委員選定ハ評議員代議員及當業者中ヨリ若干名ヲ擧ケ嘱託スルモノトス

右回答に接せりと雖も本會の質問に對し滿足ふるものとは認められず此處に再び起草委員を設置して第二回質問書を發す

謹啓先日本會ヨリ質問致候件ニ付キ御多忙中ニモ不拘早速御回答被下有難厚ク御禮申上候御回答ノ趣キ正ニ了承仕候然レドモ其內容ハ從來承リ候モノト大差ナキ樣存候思フニ貴下御就任以來度々集合ノ席上ニ於テ御聲明ノ通リ誠意組合ノタメ御努力下サレ候御事ニ存ジ候へドモ依然トシテ舊來ノ域ヲ脫シ得ズ今日マデハ何等改善セラレタル跡ヲ見受ケ申サズ候事ハ甚ダ遺憾ト存候一方他地方ノ組合ニ於テハ續々新施設ヲ施シ組合機能ヲ發揮シ京染ヲ擧ケテ信スルヲ以テ發表ノ時期ニ到達セサルモノトス假令ハ組合事務所ハ組合員全般ノ共有財產ナレハ之ヲ改築スルニ具スルニ之カ財源ヲ得ルハ既往數年來經濟界ノ不況ヨリ組合員ノ疲弊困憊ノ實情ハ普通經費徵收ノ實際ニ見ルモ明カナル處ナルニ拘ハラス此上更ニ負擔ヲ重ネシムルハ實効ヲ得難キモノト確信ス又寄附行爲ニ依ルトセンカ小數ノ篤志者アルヘキモ大多數ノ人々ハ別ニ反對ヲ表スルモノニアラストスルモ營業上ノ不利潤ヲ知リナカラ之ヲ强請スル如キハ組合百年ノ長計ニアラサルヘキハ識者ヲ待タスシテ明カナル事實トスルノミナラス組合ハ斯ル權限モ有セサル所ナリ又一法トシテ低利資金ノ借入ヲ講ジ萬一許可ヲ得タルトスルモ之レカ返却方法ヲ如何ニスヘキヤ、元來技來增々經濟界不況カ深酷度ヲ加ヘ光ヲモ認メ得サル際ニ於テ賦課等級劃及寄附行爲ニ依ル方法ヲ立ツルモ實積ヲ上クルハ危險ノ伴フ恐レアルハ明カナル事實ニシテ之レ今日ニ至ル原因トス然レハ諸氏ニ於テ建築促進ノ要求アルニ對シ此上延期スルハ不可ト信スルヲ以テ遠カラス建築委員ヲ選定シ一切ノ權限ヲ委任シ相共ニ速成ヲ期セントス欲スルモノナリ

二、染物特許調査機關設置ノ件

本問題ニ就テハ經費ノ點ニ於テ注意ヲ以テ實行方針ヲ立テタレハ賃業者ノ立チ場トシテ商業者ノ壓迫或ハ反感ヲ買フ結果ハ恐ルヘキ惡影響ヲ受クルアルノミナラス之レ經費ノ多大ナル財源ヲ求メ難キ現況ニアレハ具体案ヲ得ルヲ困難トス依テ之レ又委員ヲ選定シ附託スル考ヘナリ

以上ニ關スル委員選定ハ評議員代議員及當業者中ヨリ若干名ヲ擧ケ嘱託スルモノトス

右回答に接せりと雖も本會の質問に對し滿足ふるものとは認められず此處に再び起草委員を設置して第二回質問書を發す

謹啓先日本會ヨリ質問致候件ニ付キ御多忙中ニモ不拘早速御回答被下有難厚ク御禮申上候御回答ノ趣キ正ニ了承仕候然レドモ其內容ハ從來承リ候モノト大差ナキ樣存候思フニ貴下御就任以來度々集合ノ席上ニ於テ御聲明ノ通リ誠意組合ノタメ御努力下サレ候御事ニ存ジ候へドモ依然トシテ舊來ノ域ヲ脫シ得ズ今日マデハ何等改善セラレタル跡ヲ見受ケ申サズ候事ハ甚ダ遺憾ト存候一方他地方ノ組合ニ於テハ續々新施設ヲ施シ組合機能ヲ發揮シ京染ヲ擧ケテ信スルヲ以テ發表ノ時期ニ到達セサルモノトス假令ハ組合事務所ハ組合員全般ノ共有財產ナレハ之ヲ改築スルニ具スルニ之カ財源ヲ得ルハ既往數年來經濟界ノ不況ヨリ組合員ノ疲弊困憊ノ實情ハ普通經費徵收ノ實際ニ見ルモ明カナル處ナルニ拘ハラス此上更ニ負擔ヲ重ネシムルハ實効ヲ得難キモノト確信ス又寄附行爲ニ依ルトセンカ小數ノ篤志者アルヘキモ大多數ノ人々ハ別ニ反對ヲ表スルモノニアラストスルモ營業上ノ不利潤ヲ知リナカラ之ヲ强請スル如キハ組合百年ノ長計ニアラサルヘキハ識者ヲ待タスシテ明カナル事實トスルノミナラス組合ハ斯ル權限モ有セサル所ナリ又一法トシテ低利資金ノ借入ヲ講ジ萬一許可ヲ得タルトスルモ之レカ返却方法ヲ如何ニスヘキヤ、元來技來增々經濟界不況カ深酷度ヲ加ヘ光ヲモ認メ得サル際ニ於テ賦課等級劃及寄附行爲ニ依ル方法ヲ立ツルモ實積ヲ上クルハ危險ノ伴フ恐レアルハ明カナル事實ニシテ之レ今日ニ至ル原因トス然レハ諸氏ニ於テ建築促進ノ要求アルニ對シ此上延期スルハ不可ト信スルヲ以テ遠カラス建築委員ヲ選定シ一切ノ權限ヲ委任シ相共ニ速成ヲ期セントス欲スルモノナリ

三、京染宣傳ノ件

右ノ方法トシテハ商工ノ關係ヲ察シ熟慮審議ノ上實行方針ヲ立テタレハ賃業者ノ立チ場トシテ商業者ノ壓迫或ハ反感ヲ買フ結果ハ恐ルヘキ惡影響ヲ受クルアルノミナラス之レ經費ノ多大ナル財源ヲ求メ難キ現況ニアレハ具体案ヲ得ルヲ困難トス依テ之レ又委員ヲ選定シ附託スル考ヘナリ

以上ニ關スル委員選定ハ評議員代議員及當業者中ヨリ若干名ヲ擧ケ嘱託スルモノトス

右回答に接せりと雖も本會の質問に對し滿足ふるものとは認められず此處に再び起草委員を設置して第二回質問書を發す

謹啓先日本會ヨリ質問致候件ニ付キ御多忙中ニモ不拘早速御回答被下有難厚ク御禮申上候御回答ノ趣キ正ニ了承仕候然レドモ其內容ハ從來承リ候モノト大差ナキ樣存候思フニ貴下御就任以來度々集合ノ席上ニ於テ御聲明ノ通リ誠意組合ノタメ御努力下サレ候御事ニ存ジ候へドモ依然トシテ舊來ノ域ヲ脫シ得ズ今日マデハ何等改善セラレタル跡ヲ見受ケ申サズ候事ハ甚ダ遺憾ト存候一方他地方ノ組合ニ於テハ續々新施設ヲ施シ組合機能ヲ發揮シ京染ヲ擧ケテ信スルヲ以テ發表ノ時期ニ到達セサルモノトス假令ハ組合事務所ハ組合員全般ノ共有財產ナレハ之ヲ改築スルニ具スルニ之カ財源ヲ得ルハ既往數年來經濟界ノ不況ヨリ組合員ノ疲弊困憊ノ實情ハ普通經費徵收ノ實際ニ見ルモ明カナル處ナルニ拘ハラス此上更ニ負擔ヲ重ネシムルハ實効ヲ得難キモノト確信ス又寄附行爲ニ依ルトセンカ小數ノ篤志者アルヘキモ大多數ノ人々ハ別ニ反對ヲ表スルモノニアラストスルモ營業上ノ不利潤ヲ知リナカラ之ヲ强請スル如キハ組合百年ノ長計ニアラサルヘキハ識者ヲ待タスシテ明カナル事實トスルノミナラス組合ハ斯ル權限モ有セサル所ナリ又一法トシテ低利資金ノ借入ヲ講ジ萬一許可ヲ得タルトスルモ之レカ返却方法ヲ如何ニスヘキヤ、元來技來增々經濟界不況カ深酷度ヲ加ヘ光ヲモ認メ得サル際ニ於テ賦課等級劃及寄附行爲ニ依ル方法ヲ立ツルモ實積ヲ上クルハ危險ノ伴フ恐レアルハ明カナル事實ニシテ之レ今日ニ至ル原因トス然レハ諸氏ニ於テ建築促進ノ要求アルニ對シ此上延期スルハ不可ト信スルヲ以テ遠カラス建築委員ヲ選定シ一切ノ權限ヲ委任シ相共ニ速成ヲ期セントス欲スルモノナリ

京都染物同志會

京染の聲價は往時より發達せる分業組織に依り研磨せられた優秀なる技巧の賜である、故に各專門業者をして現在より以上に連絡統一しめ意志の疏通を圖るは機關たるべき組合存在の意義である。

近時他地方組合組織は非常なる發達を遂げ其の機能を發揮して京染を壓倒し吾人を恐慌しつゝあるは明なる事實である。

然るに我染物同業組合は陋習を固守し萎微不振何等對策なく京染の前途甚だ寒心に堪へざるものあり、と思意し、本會は昨年十月組合會に於て諸建議案を上程、多數の贊成を得たるにかゝわらず組長はこれを等閑に附され往復今日に至れるを甚だ遺憾として五月上旬質問書を提出したり。

然るに本會をして徒らに爭闘を好むが如く忘せられ種々言解を弄せらるゝは甚だ其意を得ざる處である。

吾人は斯に聲明書を發し、本會の意志を表示して組長の反省を促すと共に組合員各自の覺醒を望み愛組合心の喚起を促すものである。

昭和三年五月

京都染物同志會

一、昭和三年六月十日　組長は本會に對し意見を申込みたるを以て組合樣上に於て本會所屬代議員三氏と八木組長、西田理事と會見す其の結果組長の抱負として左の諸案に對し大いに誠意を以て實行を期する旨言明せられたり

一、購買組合を設置する事

一、信用組合を設置する事

一、染物製品の檢査をする事

一、職業紹介所を設置する事

一、部長會議を度々開催する事

此處に於て本會提出の質問書に對する責任ある回答に接したる次第に就き今後は組長がその實現につき如何に努力せらるや果して、その目的を達せらるや、我々の大いに期待すべき處であると同時に、本會も亦組長が抱負せる諸事業の達成のためには共に力を注がねばならない

以上を以て今回の我々の運動も組長の責任ある回答に依つて終結せり、遇々最近に於ける丹後國練間朝の如き一部精練業者のみならず全組合員に對してもその影響の大なる問題に遭遇しつつある時愈々組合の向上發展に就て協力一致してその對策を構じなければならない、此處に於て今後本會は所期の目的のために第二、第三の運動を隨時起すことを附言す。

京都染物同志會々員名簿

© Kyozomekai

五、組織變更ノ精神ニ反シ組合ノ性質上少數ノ水

業者ハ忽チ失業ノ慘狀ヲ見ルハ明カナル事實

ニ有之候モノヽ對策ニ關シ講究スヘキ問題

組合に於ては之等の細密なる問題に對し如何なる考慮を拂はれつゝあるや。

京都染物同業組合
組長　八木伊三郎

一、出品　着尺物ハ三點以内
模様物其他小廣物ハ一點
糸染ハ五點以内
一陳列ハ委員ニ一任スルコ
一出品期日　九月十八日トス
著シ出品申込御取消ナラバ來ル二十日迄ニ御
一報ノ事

◎小紋染陳列會

第二回小紋染陳列會は八月二日豫定の通り八坂倶樂部に於て開催せられたり本回の出品に對する色合は御大典に因み雅的數種の基準色を撰定し出品者をして之に依らしめたるため何れも一種特たる高尚優美なる製品の陳列を見たり陳列法も亦工夫を凝らし順序的に配列せられたため觀覽者を飽かしめず何れも滿足を與へたるは役員達の苦心も亦察すべきなり當日は雨天なりしに拘はらず觀覽人名簿は五千有餘を示すに至る洵に技術の眞髓を示し京染の宣傳をなす上に於ては著しき効果あると信ず他の部に於ても斯る催しあらんことを希望す本回の出品者は左の著名工場のみなりし

第二回小紋部屋覽會出品者名錄

井深右左吉　井深雅三　井上政三
伊藤彌三郎　岩崎才一郎　石川長次郎
岩井榮次郎　西田岩吉　西田德三郎
大村傳次郎　小川惣次郎　德田德三郎
小野治郎　小川惣次郎　中山幸三郎
賀本芳太郎　尾賀儀助　村田彌三郎
川瀬仁三郎　川村半之助　安田德三郎
加納重松　加納富三郎　山田幸吉
吉田由之助　薄井榮次郎　山田石五郎
賀木辨次郎　吉田已代藏　馬淵才一郎
澁井鶴四郎　島島豐三郎　松本嘉一郎
高木嘉太郎　多田友次郎　松尾七三郎
高村由一　田中利三郎　兒玉鶴六
高村梅吉　谷川喜三郎　青山安次郎
筒居善吉　土屋源太郎　荒木重太郎
中山幸三郎　村田彌三郎　北川藏次郎
岩井榮次郎　名和敬祐　坂正次郎
大村傳次郎　桃本甚三郎　宮脇八三郎
小野治郎　山岸好松　紫合喜一郎
賀本芳太郎　丸山寅之助　杉村長之助
川瀬仁三郎　眞鍋政吉　戸田榮三郎
加納重松　松尾喜三郎　井深雅三
吉田由之助　前川秀一　石川長次郎
賀木辨次郎　古川茂三郎　岩井榮次郎
澁井鶴四郎　小林松太郎　大村傳次郎
高木嘉太郎　北川藏次郎　小野治郎
高村由一　坂正次郎　賀本芳太郎
筒居善吉　宮脇八三郎　川瀬仁三郎
中山幸三郎　紫合喜一郎　加納重松
村田彌三郎　杉村長之助　吉田由之助
安田德三郎　戸田榮三郎　賀木辨次郎
山田幸吉　井深雅三　澁井鶴四郎
山田石五郎　井上政三　高木嘉太郎
馬淵才一郎　岩崎才一郎　高村由一
松本嘉一郎　石川長次郎　筒居善吉
松尾七三郎　岩井榮次郎　中山幸三郎
兒玉鶴六　大村傳次郎　村田彌三郎
青山安次郎　小野治郎　安田德三郎
荒木重太郎　賀本芳太郎　山田幸吉
北川藏次郎　川瀬仁三郎　山田石五郎
坂正次郎　加納重松　馬淵才一郎
宮脇八三郎　吉田由之助　松本嘉一郎
紫合喜一郎　賀木辨次郎　松尾七三郎
杉村長之助　澁井鶴四郎　兒玉鶴六
戸田榮三郎　高木嘉太郎　青山安次郎
井深雅三　高村由一　荒木重太郎
井上政三　筒居善吉　北川藏次郎
岩崎才一郎　中山幸三郎　坂正次郎
石川長次郎　村田彌三郎　宮脇八三郎
岩井榮次郎　安田德三郎　紫合喜一郎
西田岩吉　山田幸吉　杉村長之助
小川惣次郎　山田石五郎　戸田榮三郎
尾賀儀助　馬淵才一郎

◎毛斯綸友仙部標準染價

同部は部長改選以來銀意部事業の刷新に熱注する處ありしが第一に近來混亂狀態にありし染價の標準を示し一定の方針を示すべく再三協議する處ありしが左の協定價格を發表し大阪其他の關係地方と聯絡を採り相反する行動に出でざることの申合せをなしたる筈なり八月一日以降實行すべき染價左の通り

毛斯綸友仙最低染價標準表

一上	極一	一切
一並	極一甲	同
一極一乙	オール板上ケ	同
一着尺	甲シゴキ	同
	乙シゴキ吹キ	同
一平	絹甲	同
一平	絹乙	同

金四圓貳拾五錢	
金參圓七拾五錢	
金貳圓七拾五錢	
金貳圓貳拾五錢	
金參圓	
金貳圓七拾五錢	
金貳圓貳拾五錢	
金壹圓五拾錢	
金五圓五拾錢	
金四圓	

◎絹帛諸色染部の標準染價

同部も亦不況以來實際染價の擾るべきものなき程度に陷り粗造品の市場に現はるもの多きより役員會に於ては此儘自然に任す如きは業界の不利此上なかるべしの意見より當分左の値段を標準とする方針を以て各部員へ通知せり

◎誂物

定紋附	三丈物	自壹圓貳拾錢　至壹圓五拾錢
定紋附羽二重	同	自壹圓貳拾錢　至壹圓五拾錢
無地羽二重	同	自八拾錢　至壹圓
無地	同	自六拾錢　至八拾錢
色揚ゲ	同	自五拾錢　至七拾錢
引キ	同	參拾錢

四丈物ハ三分ノ一以上
小巾小切ハ一尺ニ付

小巾	小切	參拾錢
エバポカシ		貳圓五拾錢
羊衿		七拾錢
交織物	一掛	五割增
	三丈物	參拾五錢
小巾絞リ兵兒帶		四拾五錢
中巾		五拾五錢
大巾		八拾錢
絞リ着尺		五拾錢

◎仕立物

金襴		自七拾錢　至六拾錢
袴	三丈物	自六拾錢　至五拾錢
同		參拾錢

◎特許

葛野郡西院字西院町翠本門十郎氏は左の染色法に就き特許七五七三八號を以て登錄を受けられたり

濃淡模樣順出法

本發明ハ「アルブミン」ヲ糊料中ニ加ヘ又ハ單獨ニ印花スルコトハ公知ナルモ何レモ糊液ノ固着ヲ主トシ煮染等ノ場合ニ使用スル場合多シ然ルニ本發明ハ「アルブミン」ヲ模樣狀ニ白地布面ニ印花附着セシメテ印花部分ノ染液ノ吸收力ヲ他部ヨリ强大ナラシメ印花後水洗乾燥セルモノニ引染ヲ施シ又ハ單ニ一染浴ノ下ニ「アルブミン」印花面ヲシテ他部分ヨリ濃色ト得タルモノニシテ「アルブミン」ノ混加量ノ多寡ニ依リ濃淡模樣ヲ或ハ濃ク或ハ淡ク任意ニ表ハシ印花面以外ハ全ク淡染着セシメ簡單ニ濃淡模樣ヲ顯ハシ得ラルモノトス

從來「アルブミン」ヲ糊料中ニ加ヘ又ハ單獨ニ印花スルコトハ公知ナルモ何レモ糊液ノ固着ヲ主トシ煮染等ノ場合ニ使用スル場合多シ然ルニ本發明ハ「アルブミン」ヲ模樣狀ニ白地布面ニ印花附着セシメテ印花部分ノ染液ノ吸收力ヲ他部ヨリ强大ナラシメ印花後水洗乾燥セルモノニ引染ヲ施シ又ハ單ニ一染浴ノ下ニ「アルブミン」印花面ヲシテ他部分ヨリ濃色トナラシメ之レニ依リ濃淡色ヲ顯ハシ「アルブミン」ノ混加量ノ多寡ニ依リ濃淡模樣ヲ或ハ濃ク或ハ淡ク任意ニ表ハシ印花面以外ハ全ク淡染着セシメ簡單ニ濃淡模樣ヲ顯ハシ得ラルモノトス

發明ノ詳細ナル說明

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ「アルブミン」ヲ加ヘタル糊ヲ以テ白地ニ印花シ蒸熱後水洗乾燥スル工程ト次ニ之レヲ熱水洗乾燥スル工程トノ組合ニ依リ「アルブミン」含有糊料ノ印花部ヲ他部分ヨリ染液ノ吸收ヲ强大ナラシメ此ノ部分ヲ濃染色トナスコトヲ特徵トシテ成ル濃淡模樣順出法ニ係リ其ノ目的トスル所ハ簡單ニシテ任意ナル濃淡並ニ量シ模樣ニ顯ハシタル織物ヲ製出シ得ルニアリ

發明ノ詳細ナル說明

濃淡模樣順出法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ「アルブミン」ヲ加ヘタル糊ヲ以テ白地ニ印花シ蒸熱後水洗乾燥スル工程ト次ニ之レヲ熱水洗乾燥スル工程トノ組合ニ依リ「アルブミン」含有糊料ノ印花部ヲ他部分ヨリ染液ノ吸收ヲ强大ナラシメ此ノ部分ヲ濃染色トナスコトヲ特徵トシテ成ル濃淡模樣順出法ニ係リ其ノ目的トスル所ハ簡單ニシテ任意ナル濃淡並ニ量シ模樣ニ顯ハシタル織物ヲ製出シ得ルニアリ

特許請求ノ範圍

本文記載ノ目的ニ於ケル本文ニ詳記セル如ク色調ノ物末ヲ「セルロイド」溶液ニ混レ「ナポンエナメル」ヲ以テ着色シタルモノヲ手書キ、捺染型置等ノ方法ニヨリテ布ニ定着染色ヲ施シ縫ヒタル如キ模樣ヲ表ハス染色法

◎染色物上に於ける日光の作用に就て

森　弘

總て染色物は大氣中に於ても日光に曝露するときは何れの場合に於ても多少變色せらるゝことは一般に知らるゝ所なれどもこの科學の特殊部門に於ける研究者は日光に對する染色物の比較堅牢度を科學知識に依り測定し得らるゝ事實のために大いに切ばらるゝなり故に吾人は不堅牢箱堅牢、可成堅牢及堅牢等の稱呼を使用し堅牢度の程度を表ハすに不便あるを免れず。

日光に依り染色物上の作用を異にし夏冬兩期に於て著しく異るを見る又海岸に於ける太陽光線は國内大都市のよりは强反大なり、例へば「アラビヤ」海に於ける日光の化學强度は「アイラデルフイヤ」の四二倍なりと稱せらる。

染色物上の日光の作用を知るには勿論見本を同一量の日光に曝露して其結果を比較すれどこれがためには日光の强弱を定する方法なかるべからず。即其一法は沃度里及硫酸の標準溶液より證離する沃度の量を測定し他方法はベヒラル氏の唱導したるも酸化第二鉄の沈澱する分量又は黄血鹽の溶液中の酸化の程度を測定するを以て簡便なる方法は極めて迷當なるものにして曾見本の中に於ては水蒸氣又は「アルカリ」性を帶ぶる事あるに注意せざるべからず、故にその結果を表はすに益々複雜となるなり。

日光は眞空中に於ては其作用を呈せざれ然るに硫酸素瓦斯又は酸化窒素瓦斯中に於ては其作用著しく增進せらる、窒素、水素二酸化炭素、二酸化窒素等を含有せざる石炭瓦斯及他の同種の人造瓦斯中に於ては何等日光の有無に關係なく故に日光の作用は水蒸氣存在の有無に關係す、即ち日光の作用を呈せざるも混和瓦斯に於ては作用甚だし、更に酸性中性又は「アルカリ」性の反應と加水分解とに依れども或場合には分子内變化に依るものなり。

以上の證說を批判するには先其作用は各場合同一ならざるべからざることを記憶せざるべからず、例へば擔基性染料は全然酸性染料とは其作用を異にするが如し、ベンヂン屬直接染料に限らるゝ本問題に關して實驗研究の結果この特種染料に應用せらるゝ各種の染料に關し次に記述すべし。

第一に酸素の存在必要なり、其空中に於ては純水蒸氣を加ふるも作用を呈せず、面して若し

© Kyozomekai

其他の染色物に對する作用は未だ研究の餘地多きも其大體は前記の染色物と同一なるべきも、其染色及結色光線は變少にして赤色光線最も少し、食染色した生地の如何によりても異り、インヂゴは羊毛上の如く、木綿上に於て堅牢ならず、木綿上にタンニン吐酒石媒染にて染色したるメチレンブルーは羊毛上よりは堅牢なり、一般に云へば鹽基性染料は皮革上の如く羊毛上にては堅牢ならず、直接染料は木綿上よりは羊毛上に於て堅牢なり、實驗の結果ベンヂン屬直接染料は木綿上よりは羊毛上に於て堅牢なれども、媒染を要する染料は又異り、錫媒染にて羊毛上に染色したるフスチックは極めて不堅牢なれども、クローム媒染に於ては甚だ堅牢なり、又クローム媒染のログウドは個媒染の如く堅牢ならず、一般にログ油のみの媒染に依る擔基性染料は極めて不堅牢にしてタンニン酸のみにては僅かに堅牢となりタンニン吐酒石にては更に堅牢となるべし。

多くの直接染料は擔類にて煮沸すれば著しく堅牢となる、グプハート氏に依ればヒドラゾ及リユウコ化合物、フエノール類ナフトール類等は屬々褪色を促進せしむるものなり、澱粉は其褪色を其ど促進せしむれどもデキストリンは反對に減退せしむ、アルデハイド類は時として其作用を減退し時としては其を助長す。

光線は輻射エネルギーにしてこれが染色物上に照下するときはエネルギーの一部分は反射し又は移動し殘餘はエネルギーの色の形態即ち熱機的エネルギー、電氣又は化學エネルギー等に變す故に是等のものは日光の作用ど關聯し是等の事實を說明するために提唱されたる說を研究すべし。

一、酸素說

之に依れば色は日光の影響の下に大氣中の酸素に作用せられて無色物質を形成す、事實上一種の緩慢なる燃燒なり。

二、オゾン說

色は纖維の水分の蒸發に依りて少量發生するオゾン及過酸化水素に依りて硫漬せらる、木綿纖維中の水分の程度は溫度ど大氣中の水分に關係を有するを以て僅かに殆んど絕ゑず蒸發し又水蒸氣を授收す。

試說の異動が近來發表せられ各學者は石英水銀アーク燈より紫外線の水に對する作用を研究ならず、例へば擔基性染料は全然酸性染料とは其作用を異にするが如し、ベンヂン屬直接染料に限らるゝ本問題に關して實驗研究の結果この特種染料に應用せらるゝ各種の染料に關し次に記述すべし。

第一に酸素の存在必要なり、其空中に於ては純水蒸氣を加ふるも作用を呈せず、面して若し

© Kyozomekai

經過の時間に依るかは明白ならず、即ち酸素、光線の直接作用、分子内變化、加水分解及酸化等は其原因なり。

勿論この點は若し染料の分解生成物を得れば明白となるべし、然れども纖維上の染料の分量は極めて少量にして初め染色して其を日光により破壞したる布帛中に如何なる物質が存在するかを檢出せんとするは無望の如く見ゆ、若し固形染料が日光に依りて作用せらるゝならば數年間粉末染料を曝露して其結果を知り得べきことにして結果の表はれざる以前に願念せざるべからざるに到れり、即ち數ケ月の終りに擔基性染料の數種はタール狀物質に溶解しヒクリン酸は濃褐色を呈せり、作用は酸化なるを知ると雖も如何に酸化が影響するかを知ること必要なり、故に作用は蒸發に依りて生成するオゾン又は過酸化ソーダに依るとの稱する說は大いに誇張せらるゝが如し。

瓶中に水を貯へ染色布を入れ一つは密閉し、一つは開口し水を自由に蒸發せしめしも其差違僅少にして區別し難し若し作用が全部又は一部分オゾーン及過酸化水素生成に依るとすれば漂白作用は見本を多量の水が蒸發し得るが如き場所にて曝せば蒸發のなき場所に於けるものよりは著しく增進するの理なり、海岸に於ける日光作用の增進は多量の水の蒸發により大氣中にオゾン及過酸化水素の僅か存在するに依るやも知れざれども之は實驗者の意見にては第二の反應にて重要なるものにあらず。

疑問の要點は堅牢度に關する化學構造なり、染色布上の日光作用を研究するに當り其を簡單ならしむるためにベンヂン直接染料に限れり、媒染劑又は纖維等も作用の一部分として影響するが故に此の如き其結果を複雜ならしむる他の物質を要せざる染料を採りて研究する方便利なるが如し、故にベンヂン染料の多くを採りて試驗したる結果は次の如し。

一、ヂイフエニール基は僅かなりとも少しも作用せず、換言すればベンヂイデイン、トリデイン、ダイアニシデイン又は他のベンヂデイン誘導體を使用するも堅牢度に大差なし

二、フエノール誘導染料及其同族體及其サルフオン酸又はカルボキシル酸は日光に堅牢なり

三、ヒドロオキシベンゼン誘導染料及ヒドロキシ基一個以上を含む其同族体は日光に不堅牢なり

型紙法又ハ捺染「ロール」ヲ使用シ白糊百匁ニ對シ卵四個ヲ加ヘ充分攪拌混和セル印花糊ニヨリ任意ノ白布ニ印花模樣ヲ施セルモノカ又ハ白糊百匁ニ對シ卵二個ヲ加ヘテ攪拌セルモノヲ以テ更ラニ模樣ヲ印花シ「アルブミン」ノ混和量ヲ異ニセル二種ノ印花模樣ヲ施シタル十分乃至一時間蒸熱ヲ施シタル液水洗乾燥セルモノヲ一色又ハ數色ノ絹毛引染ヲ施シ又ハ一染浴ニテ地染ヲナシ又ハ防染糊ヲ使用シテ防染印花ヲ施シタルモノヲ一染浴セシメタル如クシテ二數十分蒸熱ヲ施シ水洗乾燥セシメテ製出スルモノトス

特許請求ノ目的

本文所載ノ目的ニ依リ本文ニ詳記スル如ク「アルブミン」ヲ加ヘル糊ヲ以テ白布上ニ印花ヲ施シ蒸熱後水洗乾燥スル工程ト次ニ之レヲ熱水洗乾燥スル工程トノ組合セヲ特徵トシテ成ル濃淡模樣順出法

附記

一本文所載ノ目的ニ依リ本文ニ詳記スル如ク卵ノ混加量ヲ異ニセル數種ノ白糊ヲ以テ白布上ニ印花ヲ施シ蒸熱ヲ施シ後更ニ一色又ハ數色ノ引染ヲ施シ又ハ染浴ニ依リ地染ヲ施シ若クハ防染印花ヲ施セルモノニ染浴セシメタル如クシテ印花ヲ施シタルモノヲ一染浴セシメタル如クシテ二數十分蒸熱ヲ施シ水洗乾燥セシメテ製出スルモノトス

特許請求ノ目的

本文所載ノ目的ニ依リ本文ニ詳記スル如ク「アルブミン」ヲ加ヘル糊ヲ以テ白布ニ印花ヲ施シ蒸熱後水洗乾燥スル工程ト次ニ之レヲ熱水洗乾燥スル工程トノ組合セヲ特徵トシテ成ル濃淡模樣順出法

◎特許

下京區小路四條上ル永井新太郎氏は左の染色法に就き特許第七六九一五號を以て登錄を受けられたり

纖模樣ノ現ハス染色法

發明ノ性質及目的ノ要領

本發明ハ「セルロイド」溶液ニ魚鱗ノ粉末ヲ混シ是ニ「サポンエナメル」ヲ加ヘテ着色セシメタル物末ヲ手書キ、捺染、型置等ノ方法ニテ布上ニ適宜附着セシメ攝氏七十度内外ノ蒸汽中ニ三分乃至五分間蒸シテ乾燥シ以テ染色ヲ施スモノトス本發明ニ於テ染色物ヲ光輝ニ富ミ色彩鮮明ナル纖模樣ヲ施シタル染色布ヲ得ント

© Kyozomekai

四、ベンゼン族のアミン誘導染料及サルフオン酸又はカルボキシル酸は日光に不堅牢なり

五、アルファー及ベタナフチールアミン誘導染料及其サルフオン酸は日光に不堅牢なり

六、アルファー及ベタナフトール及其サルフオン酸は日光に不堅牢なり

七、アミドナフトール及其サルフオン酸誘導染料は差異ありて二…六…八ベンサルフオン酸及二…三…六…八ダイサルフオン酸よりものは堅牢なれども一…八…三…六及一…八…二…四ダイサルフオン酸よりのものは不堅牢なり

八、ダイオキシナフタレン及其サルフオン酸の誘導染料は相當するアミドナフトール誘導のものと酷似す

九、アミド基をピトロキシ基にて置換するときは一般に堅牢度を增進す

一〇、塩形成群（—COOH 又 —SO_3H 又 —OH）は光の作用に差違を生せざれども助色團（—NH$_2$ 又 —OH）は作用の主要部分なり

以上によりて堅牢なるもの、組成はフエノール及其サルフオン酸又はカルボキシル酸或はアミドナフトールサルフオン酸にして不堅牢なるものはベンゼンアミン、ナフトール、ナフチクルアミン、各種アミドナフトール等なり、混合染料は次の規則に依る。

不堅牢の組成と堅牢なる組成との混合染料を多く試驗せしに多くの場合に於て混合染料は其堅牢度は堅牢組成より成る各染料の中間に位す前述せるところに依り、日光の染色物上に於ける化學作用に關する諸學者の研究を略終り、次に實際の染料に付て染色し、日光に暴露して其堅牢度を試驗したる結果を記述すべし、染料は〇、二%使用して絹布に染色したるものにして淡色なれば其反應は著しく顯はる、日光の暴露時間は商工省の規定の染色標本が一同純白に褪色する時間を基點として日光の强弱に依りて時間には長短を生ずるも日光の作用を受くる最は當に一定す、五月の日光にて晴天約十二日（一日約七時間暴露）を要せり。

染工務局制定染色堅牢度試驗法第二款第一項に據る）これを供試染色物と共に日光に褪色するまで暴露するものなり、一回にては充分なる堅牢度を見ること能はざるため二回褪色するまで暴せり。

獨逸の染料會社のヘキスト工場にては次の方法に依り標準を作る

一、最堅牢　クロモトロープ

二、堅牢　ブリリアント　クロセイン

三、稍堅牢　スカーレット　3R

四、不堅牢　アシツド　バイオレット　3BF

五、最不堅牢　ピクトリア　ブルー

是等の染料と比較して同等の堅牢度を存するものを其階級中に包含せしむ

次の試驗の結果は堅牢度を點數にて表はしたるものにして一〇〇を最堅牢とし全然褪色せざるものとし點數の少きもの程不堅牢なるを示し〇は全く褪色するものを示す、是等の染料は各染料會社より日光に堅牢なりと稱して發賣せらるゝものにして全部に就きては試驗完了せざるも完了したるものに就きて其成績を報告す。

直接染料

染料名	日光堅牢度
シリアス　エロー　5G	九〇
〃　レッド　BE	九〇
〃　オレンヂ　BX	九五
〃　スカーレット　B	七五
〃　バイオレット　3B	六〇
〃　ボールドウ　5B	七〇
〃　グレー　R	六五
〃　オレンヂ　3RX	九五
〃　ピンク　G	九五
〃　レッドバイオレット　R	八〇
〃　ルービン　R	七〇
〃　グレー　G	六五
〃　ブルー　BRBOO	六五
〃　コリンス　BR	六五
〃　ブルー　B	五〇

（獨逸染料）

〃　レッド　BE	九〇
〃　オレンヂ　BX	九五
〃　スカーレット　B	七五
〃　バイオレット　3B	六〇
〃　ボールドウ　5B	七〇
〃　グレー　R	六五
〃　オレンヂ　3RX	九五
〃　ピンク　G	九五
〃　レッドバイオレット　R	八〇
〃　ルービン　R	七〇
〃　グレー　G	六五
〃　ブルー　BRBOO	六五
〃　コリンス　BR	六五
〃　ブルー　B	五〇

酸性染料

バラチンフアストブルー　GG（馬獅子社）	七五
〃　ブラック　GG	八五
〃　オレンヂ　GN	一〇〇
〃　ボールドウ　RN	九五
〃　ブルー　BR	八〇
〃　ピンク　B	七〇
イリヨイ　ライトブルー　FF（ナショナルアニリン社）	六〇
〃　バイオレット　R	七〇
〃　レッド　8BLN	六五
〃　ブラウン　G	九五
〃　ガーネット　T	八五
〃　オレンヂ　G	九五
〃　ブラウン　R	七五
〃　エロー　4GL	一〇〇
〃　ピンク　4BL	九五
〃　ブラウン　H	七〇
〃　ブルー　2GL	四五
〃　4GL	四五
〃　ブラウン　M	五五
〃　エロー　RTOO	一〇〇
〃　ブラウン　3RX	九五
〃　エロー　4GG	一〇〇
〃　レッド　4B	九〇
〃　エロー　G	一〇〇
〃　エキストラ　RRXX	一〇〇
〃　レッドバイオレット　BB	八五
〃　オレンヂ　5G	九〇
〃　ピンク　BB	九五
〃　バイオレット　BB	七〇
〃　ブルー　6G	五〇
〃　ブラウン　GR	八五
〃　BRO	九〇
〃　BR	一〇〇
〃　レッドバイオレット　BBL	一〇〇
〃　ブラウン　BRN	九〇
〃　ピンク　B	七〇
〃　ブルー　BRN	八〇
〃　ブラウン　M	九五
〃　エロー　RTOO	一〇〇
〃　ブラウン　3RX	九五
〃　エロー　4GG	一〇〇
〃　レッド　4B	九〇
〃　エロー　G	一〇〇
〃　エキストラ　RRXX	一〇〇
〃　レッドバイオレット　BB	八五
〃　オレンヂ　5G	九〇
〃　ピンク　BB	九五
〃　バイオレット　BB	七〇
〃　ブルー　6G	五〇
〃　ブラウン　GR	八五
〃　BRO	九〇
〃　BR	一〇〇
〃　レッドバイオレット　BBL	九〇
〃　ブラウン　BRN	九〇
〃　ピンク　B	七〇
〃　ブルー　BRN	八〇
〃　ブラウン　M	九五
〃　バイオレット　R	七〇
〃　レッド　8BLN	六五
〃　ブラウン　G	九五
〃　ガーネット　T	八五
〃　オレンヂ　G	九五
〃　ブラウン　R	七五
〃　エロー　4GL	一〇〇
〃　ピンク　4BL	九五
〃　ブラウン　H	七〇
〃　ブルー　2GL	四五
〃　4GL	四五
〃　ブラウン　M	五五

〃　エロー　RN	九〇
〃　ブルー　GR	八〇
〃　エロー　GR	八〇
〃　ブルー　G	八〇
〃　エロー　G	九五
〃　バイオレット　R	六五
〃　ブルー　BN	五五
〃　オレンヂ　RR	四〇
〃　ブルー　3GN	九五
〃　ピンク　G	八五
スプラノール　ブルー　G（グリースハイムエレクトロン社）	八五
アリザリンブリリアントブルー　B	八五
〃　ライトグリーン　G	八五
〃　ブルー　B	七〇
スプラミングリーン　G（バイエル社）	九〇
アリザリンサイアノールグリンブルー　B（カセラ社）	八〇
〃　ブリリアントグリーン　G	八五
ギニイアブリンGL（伯林ノルリン社）	一〇〇
〃　グリーン　B	四〇
ミリングエロー　GA	一〇〇

如何なる染料にても絶体に日光に褪色せざる染料はなく長時間の暴露に依りては多少共に褪色するものなり、最堅牢なりと稱せらるゝ建染々料にても絹に染色したるものは褪色す。次に前述の染料と同様にして試驗したる建染々料の日光堅牢度を表はす。

インダンスレン　ブルー　RS	五〇
〃　ブルー　GCD	四〇
〃　ブルー　BC	八〇
〃　スカーレット　R	七〇
〃　バイオレット　3B	五〇
〃　ブルー　3GL	八〇
〃　レッド　FF	七〇
〃　ブラウン　CL	五〇

この結果に依る時は絶對的染料會社の試驗は



第二四五十一號
發行兼編輯人　新野員豊
印刷人　森本理一郎
京都市第一區竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話五一六七七番

公示

◆公示第十八號

左記ノ者頭書ノ契約ヲ締結シ五回ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

昭和三年十月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

練物部員　小林　德松　工村上留雄
友仙染部員　北村　泰三　石黒　朝顏
湯製斗部員　野崎龜三郎　吉田正太郎
糸絽色染部員　吉田　兵吉　久保健治郎
形彫部員　中村三樹三郎　松本　昇
友仙染部員　北村　泰三　中塚光生
〃　小寺　弘　湯崎與四郎

◆公示第十九號

左記ノ者捺染契約期間中脫退シ付組合定款第十八條ニ據リ組合員ノ除名ヲ決議シタリ此旨公示ス

昭和三年十月

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員　芳田　市徒弟　翠林政十郎

雜錄

◎重要物産同業組合法改正案

先に商工省に於ては該法の改正をなし組合員の强制加入を廢すべきの案をもてられ關係方面へ諮問せられた結果京都に於ては反對の意見を有し相當運動することゝなり第一に別項の意見書を以て當組合長八木伊三郎氏西陣織物組合長大島佐兵衛氏刺繍組合長田中利七氏の三氏選ばれて東上委員となり商工大臣始め各係官へ陳情する處ありて大に諒解を求め更に九月十七日再度の委員東上となり當局の意見を求めたるに左の言明を得たりと其要項は左の通り

係官は諸君の意のある處は十分に諒解せり商工省としても決して多數營業者の反對を無視して改正に突進するの意思あるものにあらずよし又此儘改正案を提げて法制局に望むとするも斯る非難の聲高き法案に對し同局の同意を得ることは至難ならん要するに改正案の實現につきての當業者の懸念は最早無用に屬せん然れども我々立案者として改正案につき十分の自信を有する次第にして飽くまでの當業者の反對は全然豫期せざる所なり不幸にして直に改正案の實現を見る能はざるの結果を招くべきも必ずや近き將來に於て當業者の理解するの時期到來するあるは固く信じて疑はざる所なり云々

右に依り本問題に關する運動は打切りとせり

意見書

八月三日日本織物中央會評議員會ニ於テ商工省ヨリ非公式ニ發表セラレタル重要物産同業組合法改正案ニ就イテハ既ニ本協會ニ於テ之レニ對スル決議及聲明書ヲ發表シタルガ之レヲ改正案ノ要綱ニ就イテ見ルニ其ノ第二金融、第三檢査ノ條項ハ其ノ運用ニ於テ過ヲナバ時勢ノ進運ニ適シタル改正ト云フベク又第一法制ノ整理ノ內一、二、三、七モ亦別ニ異論ヲ挾ムベキモノナシ然ルニ其ノ四、五ニ至リテハ悉ク意見ヲ異ニスルモノアリ特ニ其ノ五ニ至リテハ實ニ同業組合ヲシテ死活問題ニ關フベキモノニシテ組合ノ加入ヲ任意トセンカ現今ノ如ク發達シ來レル同業組合ヲ根底ヨリ破壞シ去ルモノナリ

抑モ產業ノ開發ニハ國家ノ行政ニ俟フベキモノアルヤ論ナシト雖ニ方自治團体ノ活動ニヨリ之レ相協力シテ其ノ目的ヲ達シ得ル點ニ於テハ他種染色ノ群ヲ拔クモノトシ不斷ノ研究ヲ怠ラサルコトヲ證スルニ足ル特ニ絢ニ產業ニ於テハ忠實ナル所以ノ途ト雖モ現今ニ於ケル染業界ノ實情ハ一般財界ノ不況ニ伴ヒ久シク沈滯ノ狀態ニアリト雖モ本品ヲ觀ルニ北技巧ト着想ノ點ニ於テハ他種染色ノ群ヲ拔クモノトシ不斷ノ研究ヲ怠ラサルコトヲ證スルニ足ル特ニ絢ニ產業ニ於テハ忠實ナル所以ノ途ト雖モ現今ニ於ケル染業界ノ實情ハ一般財界ノ不況ニ伴ヒ久シク沈滯ノ狀態ニアリト雖モ本品ヲ觀ルニ北技巧ト着想ノ點ニ於テハ他種染色ノ群ヲ拔クモノトシ不斷ノ研究ヲ怠ラサルコトヲ證スルニ足ル特キ其優秀品ニ對シ褒賞授與ノ式典ヲ擧行セルハ洵ニ意義